部落差別解決を目指す現代的方途の考察

~ 部落差別の二面性の検証と解決策の意識的改革について~

0 3 SW 1 0 8 6 下村友治

目次

序章2 頁
第一章 部落差別の現代的様相
第一節 「鵺的」部落差別の今日的実態~とあるムラを訪ねて~6頁
第二節 部落差別の根底観念「ケガレ思想」10 頁
第三節 現代社会における部落差別の発生要因、及び様相14 頁
第二章 部落差別と現代日本社会との関係性における問題点
第一節 これまでの部落解放運動の考察 (その概要、主に同和行政について)… 17頁
第二節 これまでの部落解放運動の考察 (その方途について)21 頁
第三節 現代日本と部落差別との強化された紐帯23 頁
第三章 部落差別解決に向けた考察
第一節 「差別」の二面性
第二節 「個人的差別心理」の検証32 頁
第三節 「社会的差別原理」の検証34 頁
第四節 部落差別問題解決に向けての暫定的結論及び具体的展望37 頁
終章43 頁
参考文献45 頁

序章

「差別」という言葉を聞いて、肯定的な印象を持つ人はまずいないだろう。程度の差や 種類の違いこそあれ、その響きに否定的な印象を感じるのは万人が共通の筈である。そも そも、そのような世間一般的な共通理解を持ち出さずとも、「差別」という日本語自体に「優 越感を味わおうとしての偏見に基づいて、自分より弱い立場にある人や何らかの不利な条 件を負っている人に不当に低い待遇を強いる(侮蔑的な扱いをする)こと」(1)という 意味が含まれている。即ち、本来的に否定的な意味を内包する言葉である事は自明なのだ。 しかしながら現実問題として、その本質を明確に指摘する事は、殊の外難しい。いや、万 なる研究でも、蓋し(最終的に)指摘できていない、というのが実情だろう。ともすれば その善悪(是非)でさえ、明確にすることが困難な場合もある(前述で言及した、差別の 「言葉としての意味」は、概念的な定義であり、それ自身が具体を指向することは無い)。 理由の一つを挙げるならば、差別の「客観的基準の不在」である。この不安定感は「差別」 という現象が、その不当性(或いは、クレームの正当性)を被害者側の主観に大きく拠っ ているからに他ならない。(現象学的に影うならば)「差別」とは認識的な社会現象(社会 問題)である。「差別」の被害は具象性を持たず、また対象のみに(限定的に)効果を持つ 場合がほとんどであえるがゆえに、第三者的視点がその本質を(個々の事例から)把握す る事は困難であるのだ。(逆説的には、それ故にこそ様々に研究されてきたのであると言え ようし

今日までの研究において社会学的な分野から、心理学的な分野から、ある時は関係論的に、またある時は宿命論的に「差別の本質(定義)」は解析され、再構築され、演繹法的に証明されてきた(先述の「言葉としての意味」もまた、そういった意味では現象学的な定義であるといっても過言ではない)。しかしそのどれもが決定的定義たり得ない要因は、やはり先述の理由、即ち「客観的基準の不在」に拠る所が大きい。例えば坂本佳鶴恵はその論文の中で差別について「成員のカテゴリー間の同一性にかかわる正当性の基準に基づいて告発された事象である」(坂本、1986、p31)とし、それの補論として水津嘉克は「排除は、状況的な規範の間に生じるズレに対するクレイムによって定義づけられる」(水津、1993、p107)と述べたが、これらはいずれも、その性質を指摘しているだけで、現実を指摘する為に必要な価値基準の設定は行われていないと言える。

「客観的基準の不在」という理論の瑕が産出する問題とは、換言すれば現実の事例を指

摘する際の限界である。いかなる理論も、いかなる定義も、「差別の具体」即ち、現実的に発生する事例を指摘しきれないのだ。差別の理論は、論理的に矛盾が無くとも、いかに優れていようとも、最終的な部分で事例に当てはめる事が出来ないのである(これについては後の章で詳しく触れる)。それを踏まえると、差別の理論は、正に演繹法的に展開されてきた、という表現がふさわしいだろう。

改めて考えると、現代においてこれ程までに得体の知れない「悪意」も珍しいのではないだろうか。誰もが「差別」は悪い事だと認識しているにもかかわらず、誰もが「差別」をはっきりと説明する事はできない。それどころか、自分の気付かない内に「差別」をしている可能性(或いは、差別的な言動であっても、誰も気付かない可能性)すらある(果たしてそれは「差別」たりえるのか、という議論は後述に譲る)。

そしてこの捉えどころの無い社会現象は、現代社会特有のものでもなければ、当然日本文化圏固有のものでもない。「差別」はいつの時代にも、またどの文明にも存在した。対象や方法は違えど、「差別」はある一定数の集団内で必ず発生する。それは具象を変えて、規模を超えて、社会のあらゆるところに存在する。極論すれば、差別意識(即ち、不当な優劣認識)が、あらゆる社会問題の根源であるとも言えるのではないだろうか、と私は考えている。現象学的「差別」の定義を要約するならば、優劣意識が引き起こす二者間(或いは三者間)の対立である、といえるだろう。蓋しあらゆる社会問題は「二者間の(認識的)対立」であり、その対立の根拠は(具象は違えど)「優劣意識」に起因する(ただし、この「優劣意識」が、必ずしも二者間で共通であるとは限らない)。

「差別」とは一体何であるのか、そして何をもたらすのか。語り尽くされたテーマであるが、それでも尚、私は自分の手でこれらの問題を解析する必要があると考える。

そしてその題材として(帰納法的に)私は「被差別部落問題」が最適であると考えた。 私が「被差別部落」がこのテーマにとって最も適した課題である、と結論付けたのは以 下の理由に拠る。

まず一つとして、私は東京出身であり、いわゆる「部落問題」やそれに伴う事件を(間接的にも)体験した事がない。これは一見逆説的であるが、より客観的な立場から論じる事が出来る、と言う意味では、新しい視点であると考えている(2)。本論文に多大な影響を与えた八木晃介は、その著書の中で「社会学者はこの社会を研究するだけでなく、社会学の対象である社会を自ら構成する主体でもある。つまり、社会と研究者とは常に再帰的な関係性のもとにある」(八木,2000,p49)と述べ、同じく先達である野村一夫も、社会

に対する理論的な認識は、なんらかの形で研究対象である社会自体へと還流すると述べている(3)。この事は蓋し二つの見解を示唆している。即ち、「強すぎる再帰関係の危険性」と「無関係という関係性」である(両著者ともに、そのような文脈で前述の言説を述べたのではないが)。だからこそ、この客観性こそが、ウロボロスの蛇と化した差別議論(被部落差別問題)に一石を投じる事になると、私は信じている。

今ひとつ、この「被差別部落問題」が他の差別問題とは多少その性質を異にしている、 と言う事も説明しておきたい。

「被差別部落問題」の本質は、歴史的に誕生した身分格差に集約される(制度としては江戸時代に誕生したものであるが、その起源については諸説あり、後述する)。即ち、階級を根拠にした差別意識が今現在も根強く残り、それによって劣悪な社会環境(生活状況)を強いられる人々が、いわゆる「被差別部落民」なのである。これが他の差別問題(差別事件)と、どのような側面においてその性質を異にするのか。

例えば、(差別問題として代表的な)男女差別や人種差別はその差別の対象(根拠)となる「差異」が実在的である。つまり、それを差別の根拠にする事が不当であるか否かは別論に譲るとして、男と女の間には(或いは異人種間には)明確に生物学的な(また生得的な)「差異」があるのだ。その「差異」自体は文化や社会の違いによって(物理的に)なくなるものではない。男女差別や人種差別を問題視する立場の意見は、その「差異」を根拠に不当な格差をつける行為を問題視しているのであって、なにも「差異」そのものの存在を否定しているわけでは無い(例えば、演劇などで男の役を女性の役者がさせてもらえなかったとして、それを差別的だと糾弾する人はまずいないだろうし、同じように白人の役を黒人役者がこなすにも無理がある。勿論、例外が無いとはいわないが)。

しかし「部落差別」に関してだけは、その「差異」が実在的ではないのだ。彼ら被差別部落民とそうでない者の差異とは生物学的なものではなく、また生得的でもなく、極めて歴史的であり政治的な、それも現代社会においてはすでにその意義が風化してしまった政治的意図によって規定されているのである(先述の例に合わせるなら、東京都民の役を被差別部落出身の役者がこなせない理由は無い、という事である)。

つまり「部落差別」は他の差別問題と違い「具象性」を持たない、という特徴があるの だ。

これこそが正に、私が部落差別に興味を持った大きな要因である。

上記の言説はつまり、「部落差別」がより「差別」の抽象に近い構造を有している、と

いう事を証明している。即ち、物理的ではなく、ただ意味的に規定された「差別」であれば、純粋な論理、或いは意味的変容によってその本質に迫ることが可能なのではないか、 という疑問。これが私の研究の出発点であった。

そこで本論文では、(今日までに多く議論されてきた、と自覚しつつ)改めて「被差別部落問題」について考えている。それも(その他多くの先達の遺した文献がそうであるように)より抽象的に発展した理論研究、というよりは、問題を一から考え直すプロセスを経る方法である。先述した「より第三者的な視点による、部落問題の俯瞰」の為だ。

部落問題の現状を浚い(現在)、次にその起源や歴史、今日までの具体的取り組みを浚う(過去)。最後に独自の『新たな被差別部落観』を織り交ぜ、その将来を展望したい(未来)。展望こそが本論文における主旨に当たり、その他の章は問題提起やその根拠付けに当たる。なお、本論文において筆者が仮定する部落問題解決の方途とは、主として「部落(ないしは「部落差別」)」というものに対する認識的な変革を指向するものであり、そこにおいて八木晃介の著作に見られるような「関係論的差別論」や、塩見鮮一郎の著作に見られるような「隠蔽から顕現への転換」と言う論旨を(持論の補強として)支持する。これらの論文で論じられている理論に沿いながら、現実的な「部落差別の諸相」を考察していくのである。

本論文が部落問題の歴史的総体を総括する内容になる事に努めたい。

注釈

- 1)金田一京助編、1997『新明解国語辞典(第五版)』三省堂
- 2)議論やその他の意見交換などにおいてしばし見られる「発言権の是非」、即ち、言説が発言者の社会的、或いは歴史的背景によってその説得力を左右される、と言う問題は、逆説的には冷静な議論の妨げになり得る、と言うのが私の考えである。例え殺人犯に万引きを糾弾されたとしても、万引き自体の犯罪性にはなんら影響が無い、と言うことである。
- 3)野村一夫、1998『社会学感覚』文化書房博文社

第一章:部落差別の現代的様相

第一節:「鵺的」部落差別の今日的実態~とあるムラを訪ねて~

窓線とした長い坂を下っていると、その中腹からすでに幾つかの家宅が散見される。歩道も無く、路側帯が僅かにあるだけの道路の脇に建つ一軒家は、まるで廃屋の様な外観だ。しかし、人が住んでいる様子はある。坂の下には、同じような家々が密集して並んでいるが、外を出歩いている人は見られない。自分の中にある何らかの固定観念が必要以上にそう感じさせるのか、とも思ったが、客観的に観察し直しても、それは私の頭の中にあった(ある種、典型的な)イメージの通りに寂れた光景で、それがゆえにむしろ、私は自分の観察眼に懐疑的になった。

長野県のとあるムラである。いわゆる「特殊部落」と呼ばれたムラだ。

「部落」は、その所在地こそ現代では公には隠されているものの、文献やその他の資料を紐解けば、容易に特定が出来るのである。2006年の夏、私は文献や資料に基づき、かつて「特殊部落」と呼ばれた村を、自分の足で訪ねてみた。部落差別に関する実体験に欠ける私にとって、研究に取り組むに当たり、その「空気」とでも言うべき文献や資料では感じ取れない「何か」を正に実体験しよう、という動機が大きく存在したからである。そのような感慨は置いておくにしても、この調査には私が研究に取り組むに際し、決定的に足りない見識(即ち、学術的な知的好奇心以上の動機やフィールドワークによって得られる知見)を補う目的があった。

結果として、この試みの半分は成就され、半分は徒労に終わったと言える。

先にも述べたようなムラの外観が、余りに私の(安易な)想像通りであり、それゆえに予想外であった事。また、人気がほとんどなかったせいか、ムラの中をゆっくりと歩き回れた反面、住民と話す機会もほぼ皆無に等しかった事。これらは一方では、現代における「部落」の実態を把握する事に役立ち(私の訪れた場所とその他全ての「部落」の状況が同等ではない、と考える反面、一例であっても、中にはここの様な場所も存在する、という重要な知見)それゆえに私の中での個人的(感情的)な動機に少なからず拍車をかけた事に繋がった。また一方では、自分の行う研究にとって、さほどフィールドワークは重要な位置を占めないと言う事を再確認できた事にも繋がったのである。

社会研究においてフィールドワークは必要不可欠である、というのは定説であり、私自 身もその様な了解に概じね異論は無い。しかし、本論文における研究とは、より前提的な、 非実践的な、認識領域における理論的研究であり、いわば、フィールドワークに及ぶさらに前段階での認識に関する研究といっても過言ではない。今回の探訪をフィールドワークと呼ぶには甚だ心許ないが、その様な見識を獲得出来た事(それがゆえに研究対象を限定出来た事)また実体験の片鱗でも把握する事が出来た事は、私の中では大きな成果であった。

「部落」という言葉を聞いて、(それに関わる実体験が希薄な人は特に)冒頭に紹介した様な光景を想像するのは、大多数が同じであると思う。しかし、その映像がそれ以上に何を意味するのが、或いはその視覚的感覚が「部落差別」という認識的感覚とどのように結びつくのか、という部分に関しては、その実態を明確に指摘できない人は多い。(後述するが、辻本正教の言う「鵺的」感覚(辻本,1999,p13)とは、このような部分にも顕在していると思われる。表現を借りれば、「鵺的{得体が知れず、正体不明}」な部落問題は「鵺的」なままで議論されている、と言えるだろう)

「部落」そのものの正体が、部落との関係性の希薄な立場であれば当然、また関係性の 強すぎる立場であれば逆説的にも、焦点の合わない現状がある中においては、改めて「部 落問題」というものの総括が求められる。

では、「部落問題」とは何だろうか。

大まかにではあるが、(その関連事項も含め)実態を概観してみたい。

差別の対象である「部落」とは正確には「被差別部落」を意味する。また厳密には「被差別部落」自体が差別の対象なのではなく、そこに住む住人(或いはそこを出身地とする人々、またはその子孫など)を「被差別部落民(略して部落民)」あるいは「部落出身者」などと呼び、差別するのである。(2)

そもそも、「部落」という言葉自体は本来、集落や村落を意味する語義である(3)。しかし、近現代において「部落」という言葉が行政に(蔑称では無く)正式名称として用いられるに伴って、行政的「部落」と混同されないよう部落民自ら「特殊(特種)部落民」と称するようになった。しかし「特殊部落民」という言葉が蔑称として使われ始めた事から、現在は「被差別部落民」との呼び方に変わっている。近年においてはこの「被差別部落民」という呼び名、或いはそれらを省略して単に「部落」という呼び名が主流である。(ただし、現代においても「部落」を本来的な集落の語義でしか使わず、蔑称的語感がない地域もあり、現代の被差別部落のあり方における地域差の著しさが伺い知れる。)近年は被差別部落解放の為の行政措置である「同和行政」から由来して、「同和」という言葉自体

が蔑称として使われる事も多い。(その為、この問題を「同和問題」と表現する事がある)本論文では便宜上「被差別部落」、「被差別部落民」をそれぞれ「部落」、「部落民」と表記する。

この「部落民」の受ける差別被害とは、具体的には(その他の差別事例と変わらず)人々の意識レベルでの蔑視に加え、それが結婚、就職への障害としても表出する事である。当然ながら、個々人の領域における被害は枚挙に暇が無い。代表的な社会問題としてならば「特殊部落地名総鑑事件」を挙げる事が出来るだろう。

ここでは簡単な概要だけに済ませるが、1975年頃に各企業の人事担当者の間で『被差別部落地名総鑑』と呼ばれる本が出回った事が事件の発端である。『被差別部落地名総鑑』とは被差別部落の新旧市町村名、世帯数やそこに暮らす人々の職業などが記載されている図書を指し、興信所や探偵社の関係者が営利目的で作成した物であると考えられている。図書自体は(発覚後)部落解放同盟大阪府連合会によって回収されたが、この図書を購入した企業の中には自動車、家電メーカー、銀行、電力、電鉄、生命保険会社など各業界の一流と呼ばれる企業名が並んだばかりか、学校や病院、ホテルなどにも全国的に出回り、果ては個人での購入もあったと言う。過去に「部落」と呼ばれ差別された地域が、現在は同和行政によってその所在地(と名称)を隠されている状況において、この『被差別部落地名総鑑』が対象となる個人の出身地が部落であるか否かを見分ける重要なツールになりえた事、そしてそれが就職差別や結婚差別に利用された事は想像に難くない。

要約すれば、この事件が示唆する部落差別の実態とは(前章と重複するが)即ち「部落出身である事を理由に、社会的或いは個人的に不当な扱いを受けること」に他ならないのである(その他にも、大きな社会問題に発展した部落差別事例は沢山あるが、それらは後述に譲る。個々人的な差別事例に関しては文献に詳しいが、よりその実情、特に被差別者側の「声」についてであれば『被差別部落の青春』{角岡伸彦、2003、講談社}に詳しい)。

さて、この様な社会問題研究において共通する重要な要素は、その研究対象(社会問題)の歴史的流動性である。言うまでも無く、研究対象(研究目的)の時間的位置を限定する事は、いかなる研究法であっても前提として設定しておかなければならず、そこにおいて、研究対象(目的)と研究資料(道具)の時間的位置を(不意に)取り違える事は、研究法として致命的であると言わざるを得ない。つまり本論文が、現代における差別のメカニズムを(純粋理論的に)研究する目的である以上、題材として取り上げられる「部落差別」

もまた、現代的なもの(或いは現代を指向する目的)である必要があるし、当然ながらその研究資料の時間的位置にも整合性がなければならない。文献であれば出版年を、社会現象であればそれの起こった年を考慮しなければならない、と言うことである。この論理は即ち、研究対象が「現代部落差別」である以上、現代においても部落差別は行われている、という前提が無ければ(本論文は)成立し得ないという当然の言説に帰結するのだ。(当然でありながら敢えて言及した理由は、この前提が「部落差別」を研究するに際して、重要な議論に発展する可能性を秘めているからだ。「部落差別は現代も存在するのか」というテーマが、現代部落問題について研究するいかなる立場の人間にとっても前提である、とは限らないのである)つまり、本論文ではまず、部落差別が現代も行われている事を証明しなければならない。

さて、こちらも簡潔に済ませる為に結論から先に述べるが、部落差別は現代にも確かに残っている。私自身が実体験的に部落差別を経験したことは無いが、逆説的にはそれ故に様々な文献、資料を読んできた。先述は、それらを総合的に考慮した結論である。勿論、(大々的では無いが)それらに関わる社会問題(事件)も未だ新聞の紙面を飾る事がある。先程の例に倣えば、第二の「特殊部落地名総鑑事件」とでも言うべき事件が1996年にも起こっている。大学の研究者が学術目的で編集した全国の被差別部落の所在地などを記載した冊子が流出し、大阪市内の企業に出回った、と言う事件である。前段落で紹介した「特殊部落地名総鑑事件」が70年代に起きているのに対し、上記の事件は90年代後半であり、これをもって「部落差別の現実」が過去の物になったとは言えない事は明白であるう。

また現代特有の差別として、インターネットをステージとした部落差別の存在も無視の出来ないものとなっている。1989年にはすでに、インターネット上で部落の所在地のリストや差別的な表現が、関西を中心に流されている。パソコン通信を利用して行われたこの事件に対し部落解放同盟も「高度情報化時代の新たな部落地名総鑑事件」として郵政省に事件の徹底究明を申し入れた。パソコン通信でやりとりされていたのは、大阪府内の被差別部落の所在地一覧のほか、大阪市内の解放会館の所在地と電話番号、和歌山県内の所在地リストなどで、この内、大阪府内の地名リストには、「お子様が結婚を控えている方へのBIGなBIGなPRESENT」など悪意に満ちた文章が添えられていた。

或いはその様に社会的事件として表出しない中にも、より個人的なレベルでの部落差別は、インターネットの世界に蔓延しているといっても過言ではない。BBSには部落差別

専用のスレッドが立ち上がり、そこには差別的な表現や悪意に満ちた意見が無尽蔵に寄せられる現実がある。

現代の部落問題において、(行政の施策などにより)確かに物理的な意味での格差はほぼ解消されたといっても過言では無い。しかし、個々人的な意識における(優劣の)格差は未だ解消されておらず、むしろ物理的な格差がなくなった反面、物理的でないステージ(インターネットなど)に表出を変えた、という事が出来るだろう。インターネットの持つ匿名性は、個人を特定できないという安心感がゆえに表現者の意図する以上の意図を招き得るが、反面的にそれは、(やはり表現的な制約の不介入による)本意の際限ない発露である事も否めない。そういった意味では、(現代のインターネット事情を鑑みるに)個人的なレベルでの意識改革は、なされていない、と考えるのが妥当であろう。

しかしながら現代においてもなお、部落差別を明るみに出し、その撤廃を訴える多くの 団体が存在する反面、「寝た子を起こすな」という表現に代表されるような部落民自身の態度が根強い事も特記しておくべき事である。「放っておけば部落差別はなくなる(見えなくなる)」という、一般的に「丑松思想」と呼ばれるこの様な姿勢については、後述でより 詳しく触れたい。

第二節:部落差別の根底観念「ケガレ思想」

序論と前節において、私は部落差別について「誰もが『差別』は悪い事だと認識しているにもかかわらず、誰もが『差別』をはっきりと説明する事はできない」と述べたが、辻本正教もまた、その著書において、部落差別問題は「鵺的」なものであるとし、「差別する側も、される側も、なぜこんな差別をするのか、されるのかということがわからない。もっと広げて言うと、穢多や長吏とは何なのか、その発生のメカニズムも何も、今に至るまでわからないまま差別してる」(辻本,1999,p14)と述べている。(後に理論展開するが、個人的にはこの「分からないで差別している」という状況が、今日の部落差別のネックであると感じている)現代における部落民差別の「根拠」が部落という土地そのものに立脚している事は前節でも述べたが、さらにその根拠、即ち部落差別の起源については言及していない。これは部落差別のメカニズムを知る上で非常に重要なファクタである。

まず始めに、差別の起源論として諸説ある内の最も有名な説である「近世政治起源説」について簡略に触れておきたい。

「近世政治起源説」とは「武士が農工商の不平・不満をそらすために、より低い『えた・ひにん』という被差別(賎民)身分を作った」、「農民から重い年貢を取り立てる必要のあった江戸幕府が『上を見て暮らすな、下を見て暮らせ』と民衆に教え込むために『えた・ひにん』という被差別身分を作った」という説である。これは現代においても多くの文献や教科書によって支持される説であるが、これについて小松克己は、身分制度が部落差別の起源であるならば、その意識に地域差(特色や数など実態の格差)があることが説明できないとし、さらに、中世社会において既に慣習とされていた事(認識)が近世になり制度化された(引き継がれた)ものだ、とも述べている(3)、(補足として、辻本は部落差別の起源を政治的意図{権力}のみに求めることの限界も示唆している{4}。詳しくは後述に譲る)

確かに、現代における部落差別が、その論理的根拠として、江戸時代に成立した身分制度に起因している事は事実だろう。「部落民」に対して使用される差別用語として「エッタ」という言葉が現在もあり、これが賎民身分とされた「えた・ひにん(穢多・非人)」の「えた」を指している事は疑いようが無く、関連性も自明である。しかし、江戸時代に成立しただかが制度が、今日における「部落民」に対しこれほどまでの悪意ある差別を集中的に招くとにわかに信じがたい(川元もこの階級制度(格差意識)と部落差別の関係に関して、「貴賎感」(格差)とは別に「浄穢観」が絡む、と述べている { 5 } 。 先に挙げた「近世政治起源説」以外に、この差別の現象には何らかの先だった背景がある、と言うことは容易に想像がつくだろう(後に詳しく触れるが、野村一夫は「差別一般」について、先に排除の構造が存在し、それを補強する形で「差異」や「格差」が想定される、とも述べている。 { 6 } 。 即ち、「起源」と表現するならば、その社会的な役割の成立よりも、その役割を成立させるに至った背景に目を向けるのが妥当である、と私は考える。それを踏まえると(先述に倣えば)「近世の身分制度」そのものよりも、「中世において既に慣習とされていた認識」の方を検討する事が適切であると言えるだろう。

「中世において既に慣習とされていた認識」とは「ケガレ思想」である。

「ケガレ思想」の正体を把握する為に、最も明解に説明した井沢元彦の文章を、以下にそのまま引用する。

「普通の日本人は家に帰ると、自分の箸と茶碗(御飯茶碗)を持っている。つまり、専用で他人に使わせない食器を持っている。

たとえばここに、父と親孝行な娘がいたとする。その父が娘に『これは私が二十年使った箸だが、おま

えにやろう。明日から使いなさい』と言ったとする。娘はどういう反応を示すだろうか?

『ありがとう、使わせて頂きます』と答える娘はまずいないだろう。むしろ断固拒否するに違いない。 それでも父が強要したら娘はなんと言って拒否するか。これも日本人なら予想がつくはずである。

『キタナイ』と言う言葉だ。『キタナイ』から嫌だと言うはずである。

そこで父が『これは熱湯消毒したし、汚れは一切付着していない』と反論しても、娘はやはり『イヤ』 だと言うだろう。仮に、現代科学で開発された最高水準の消毒方法を使い、顕微鏡で雑菌などをチェック して汚れは一切無い、と言っても答えは同じだろう。

そういう父にしたって、会社へ行き、普段自分が使っている湯呑み以外の、他人の湯呑みでお茶を入れられたら、やはり嫌だろう。いくら『キレイに洗いました』と言われても、納得しないはずだ。

われわれは、他人が長い間使った箸や茶碗に、その人独特の『垢』のようなものを感じている。

これがケガレなのである。」(井沢,1999,p301-p302)

つまり「ケガレ」とは物理的に実在しない「観念」であり、またそれは日本人特有のものであるのだという(箸という中国文化に起源を持つ食器を「割り箸」と言う使い捨て形式で多用するのは日本だけである)。日本人はこの「ケガレ思想」を古来より持っていて、これにより科学の領域における物理的な「汚れ」とは別の忌避すべき負の要素を感覚的に認知している。例えば、日本古来より「ケガレ」とされ忌避されてきたのは「死」であり「血」であり、或いはその様に現象的(或いは物理的)な表出を持たなくとも、それに関わる言葉や文字も忌避されてきた。中でも特に人々に忌まれてきた「ケガレ」は、「死穢」と呼ばれる、死に関わる事そのものに対する嫌悪感(不浄感)である。「ケガレ」とは現代において一般的に「穢れ」という字を当てられ、正に物理的でない不浄感、科学的でない汚れを指し示す。

感覚的な事象なので論理的説明は混迷を極めるが、その補足として、ここで「ケガレ」 の文字に焦点を当てて(簡潔にだが)解説する。

そもそも「ケガレ」とは通説的には「ケ」と「カレ」とに分かれる言葉だと言う(無論、例外的な少数意見も存在する)。この「ケ」とは、同じく日本人特有の思想である「ハレ」と「ケ」(文化人類学、民俗学で言う、儀式や神事などの「非日常」と「日常」)の「ケ」であり、その「ケ」が「カレル」状態が「ケガレ」であると考えられている。この「カレル」とは(通説的には)「枯れる(涸れる)」や「離れる(かれる)」という意味である。「ケ」とは「気」の字を当て、また補足として辻本は、「ケ」とは「毛」であり「毛」と「氣」は「実り」という語義において同義であるとしている(辻本,1999,p135-p140)(無論『氣』

と『気』は同義である)。

即ち「ケガレ」とは、(語義としては)「実りある普通の状態から離れる、尽きること」であり、厳密に表現すれば、その様な減算的状態の加算が、日本人にとっての根源的な嫌悪感を喚起させるのである。この「ケガレ思想」がいかにして「部落差別」の起源たりうるのか。先にも紹介したが、この「ケガレ」の中でも古代中世において最も忌み嫌われたものが「死穢」である。

『塵袋』という鎌倉時代に書かれた古辞書があるが、その中に「河虎者」という被差別 民に関する記述がある。それによれば、彼らは主に皮革加工業に従事していたとされてい る(7)(その更に古い文献である、平安時代中期の『左経記』にも同様の記述が認められ る)。皮革を扱う、と言うことは、動物を殺して皮を剥ぐ、と言うことである。これは即ち、 日常的に「死穢」に触れる事を意味する。「ケガレ思想」をもつ日本人にとって、この「河 原者」と呼ばれた人々(或いは厳密に表現して、「河原者」に限定せず、このように日常に 「ケガレ」に触れる機会のあった被差別民)が差別の対象となった事は想像に難くない。 そしてその様に「ケガレ(穢れ)」に多く触れる機会のあった人々の事を「穢多(エタ)」と 呼び、それが江戸時代になって士農工商という身分制度を明確にする際、その四民の更に 下の階層である賎民として「 $^{rac{\lambda}{4}}$ 」とともに差別されたのだ(「 $^{rac{1}{4}}$ 人」の経緯については 諸説あるが、この身分制度の確立こそが、先に述べた「近世政治起源説」の論拠となるも のである)。また『塵袋』によると「穢多」の仕事は牢獄に入れられた罪人の見張りや、野 曝しになっている人間の死体の処理であったという。近世においては食肉用の家畜処理も 彼らの主な仕事の一つであった(今日における屠畜場労働者も一般的に「部落民」が多い と、数多くの文献が示唆している)。彼らは忌避されるが故に住環境を同地域に纏められ、 いつしかそこが「部落」と呼ばれるようになったのである(差別行為が必然的に貧困を生 み、その状況自体が差別の現実を加速させた、と言う事も、差別を作る悪循環の一例とし てあげておく)。

これまでの論旨を総合すると、「穢多・非人」に代表されるような被差別民の存在自体が今日の「部落差別」の根拠であると言う事が理解できる。「被差別部落」は「穢多・非人」の子孫であるがゆえに差別されている、と言うことである。これはつまり、「穢多・非人」の差別の根拠と「部落民」の差別の根拠が同じである事を意味する(属性を継承することそのものが差別の根拠になる、では意味が分からない。「差別の根拠」を持つ者の属性を継承しているからこそ「差別」も継承されるのであり、「差別の根拠」を持たない者の属性を

継承していても差別の対象にはなりえない事は自明の理である)。ここで確認すべきなのは、彼らは元来彼らの持つ何らかの(生物学的、或いは生得的)性質によって差別されていたのではなく、歴史的な社会情勢や、文化的要因によって差別されていた、と言う事実である。つまり過去において、「穢多・非人」と呼ばれる彼らは、「穢多・非人」だから人々に忌避された仕事に就いたのではなく、忌避された仕事に就かざるを得なかったから「穢多・非人」と呼ばれ蔑まれていた、という事だ。「穢多・非人」と「その他の人々」に見出される「差異」とは極めて政治的、人為的であり、時代が変わりイデオロギーも変われば、社会的に通用しなくなる事は万人の反応を俟たない事実だろう。当然、現代社会において風化したイデオロギーによって現代社会に住む人々(部落民)を攻撃する事は道理に合わない。上記の言説に倣うなら、現代の「部落民」は、「部落民」だから差別されているのではなく、差別されているから「部落民」なのだと言うことが出来る。被差別者を被差別者たらしめるのは、差別の現実によって以外にない、と言うことである。当然の帰結として、現代社会における「部落差別」は客観的な根拠が極めて乏しい言説である、ということが言えるだろう。

ただし辻本は著書において、「部落差別」を論じる場合、その起源を一つに規定する事(いわゆる、部落の起源論争など)の限界を論じている(8)。簡潔に要約するならば、政治的にも、宗教的にも、或いは教育的にも、それらは一つの側面であり、相互的に関係しあっていく中で、現在の状況が作られている、という意見である。確かに「起源」といっても、歴史的にどの時間まで遡るかは、その研究において規定された領域(或いは学術的な観測点)に拠るところが大きいだろう。詳しくは後述に譲るが、本論文においては、(日本社会を構成するのは他でもなく日本人である、という論理で間接的に)日本人の文化という側面から、この起源論に関して言及する。

第三節:現代社会における部落差別の発生要因、及び様相

先にも述べた現代において客観的根拠の極めて乏しい部落差別が、何故現代においても 持続されているのか、というのは部落差別研究において重要なテーマである。これに関し ては、そもそも「差別」という社会現象と現代日本の社会の構造的な結びつきを考察する 必要があるだろう。

明治以降における日本社会の発展様式は、総括的に表現すれば「欧化」の一言に集約で

きる。それは単純なシステム面のみではなく、(時の流れとともに)イデオロギーや個々人 的な生活習慣に至るまで浸透し、今日では正に「常識」や「基準」と呼ばれる程に発展し ている。塩見鮮一郎は、この様に西洋的思想を手本とした日本の近代革命(明治維新)と、 それに起因する現代日本のイデオロギーの根底にあるものとして「自由・平等・友愛」の 三つの観念を挙げ、またこの思想(特に「平等」)が部落民の差別の自覚を促したとも述べ ている。全国水平社と呼ばれる、部落民による自主的な解放運動組織の誕生(1922年) がその良い例だろう(9)反差別的なイデオロギーへの転換という言説は、換言すれば、 (部落)差別とはイデオロギーによって発見された社会問題であると言う言説を導き出す だろう(10)。即ち、差別の善悪を根本的に問う事は、近代社会のイデオロギー(或い は文化全体)を問う事と直結するのだ。我々は(是非はともかく)その前提として、差別 の発生要因の内に、近代日本社会の文化(即ち西欧的思想)が多少なりとも含まれている 事実を知っておく必要がある。即ち、「平等」と言う観念(西欧的思想)によって発見され た「差別」という社会問題が、正に「平等」という観念によって作られたものでもある、 というある種パラドキシカルな言説である。これは、一つの思想体系の内に在る人生にお いては、その問題提起でさえ純粋な客観性を持たない事も示唆しているだろう。即ち、近 代的な思想がそもそも存在しなければ、差別という社会問題自体も存在しなかった、と言 うことである。蓋し、現代における「部落差別」の様相を明確にし、またその機能、影響 (即ち、「社会的な位置づけ」)を指摘する事が、その現代的な(現象の)発生要因を導き 出すのだと考える。

塩見は現代(近世)の部落差別について、(「ケガレ思想」などを根拠とした)根本的部落差別とはその本質を異にする、と述べている(11)。それは、近世に行われた「欧化」改革の表出とでも言うべき「身分解放令」(1871年8月)に依拠しているという。つまり、もともと「部落に対する蔑視」が「差別」の要素としてあった中世に比べ、近世は解放令によって農民と部落民の立場を同格にされたことに対する「憎悪」が含まれるのである。

1871年10月に始まりその後数年にわたった「解放令反対一揆」がその顕著な例だ(この一揆には、その根底に「近代化そのものに対する農民の不満」があったのだが)。「解放による部落民と農民の同格化」とは、厳密に表現すれば「農民的立場から部落的立場への同化」と言えるだろう(「部落民的立場から農民的立場への同化」ではない。例えば、国による皮革産業の奨励や牛肉すき焼き食の宣伝、即ち、部落民的生活習慣への同化である)

これらの農民の不満に対し、しかし国は武力による制圧を加え、結果行き場を失った不満が「部落」への憎悪に加算される事になったと考えられる。

以上の事から見ても分かるように、現代における部落差別も、「部落そのものに対する 蔑視」ではなく「部落民が平等に扱われる事に対する不満」がその構成要因といえる(結 婚や就職に際して差別が顕現するのもこの理由に拠る)。そしてそれは(先にも述べたが) 現代日本社会のイデオロギーに照らした時に初めて「問題」として顕現する社会関係的な 対人問題なのである。

「現代において部落差別がなぜ発生するか」(「いかにして発生するか」ではない)というテーマについて、一つの結論を出す事は困難である。しかし、有力な要素として「(現代的な規範からは外れる)不平等という状況」と「歴史的な偏見と融合した(社会関係論的)排除と包摂」の相関的構図が見て取れる事は確かだ。しかしそれらは「差別の発生」「差別の持続」の構造ではあっても「差別がなくならない理由」にはなり得ない。戦後本格的に始動した「同和行政(同和対策事業)」やその他「水平社」「部落解放同盟」などに代表される様々な部落解放運動をもってしても、現代においてなお部落差別が継続しているこの現況は一体なんであるのが、という問題提起。これについて次章から論及して行きたいと思う。

後に詳しく言及するが、「部落差別」という社会問題のメカニズムにおいて「部落」という「対象」それ自体はあまり大きな意義を持たない。そのメカニズムに論点を絞るならば、正に「排除と包摂」の対象として、後天的に「部落」が選ばれた、と表現できるのである。即ち、「ハレ」も「ケガレ」も「ケ」にとって特殊であり、「非日常的(異状)」なものであり、そのような「非日常的観念(負の属性)」との「区別(排除と包摂)」こそが、部落差別のメカニズム的本質といえるだろう。この場合、明確に排除されるのは「部落民」そのものではなく、「部落民」に象徴される「観念」(具体例としては「ケガレ」など)であり、「部落民」は(八木の言葉を借りるならば)「境界的第三項」即ち、二者対立構造における「境界線上の存在」となる(12)、「境界的第三項」は、その性質として対立する二者の両属性を不完全に継承している。

このような手法を経て、現代における部落差別の「意義」を明確に指摘する事が、今後 の本論文の主目的、ひいては(部落)差別考察の進展に繋がると考えている。

注釈

- 1)「部落差別」という言葉から、差別の対象が「特定の地域に集住している人々」に限定されているように連想されるが、これは必ずしも正確ではなく、その対象認識に関して地域的に大きな差が見られるのが実情である。全国的な割合として、都市部や農山漁村部問わず集住している場合が少なくはないものの、被差別でない集落の近隣に単独もしくは少数で暮らしている場合もある。
- 2)集落…「[「落」は村の意]家の集合した所〔狭義では村里を指し、講義では都市を も含む。]」金田一京助編、1997『新明解国語辞典(第五版)』三省堂
- 3) 小松克己、2006 『問い直す「部落」観』緑風出版
- 4) 辻本正教、1999『ケガレ意識と部落差別を考える』解放出版
- 5)川元祥一、1994『部落問題とは何か』三一書房
- 6)野村一夫、1998『社会学感覚』文化書房博文社
- 7)大西晴隆・木村紀子 校注、2004『塵袋』平凡社
- 8) 辻本正教、1999『ケガレ意識と部落差別を考える』解放出版
- 9)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 10) ただし、戦前においても尚「人間を評価するさいには、先祖の身分、血筋・家柄が有力な判断基準となっていた時代であり、社会体制のうえでも『生まれによる差別』である部落差別は、必ずしも克服すべき課題ではなかった」と小松は述べている(小松,2006,p184)。一部の人間(特に部落民)にとっては価値の転換をもたらした明治維新も、全国レベルではなかった、という事である。
- 11)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 12) 八木晃介、2000 『「排除と包摂」の社会学的研究』批評社

第二章:部落差別と現代日本社会との関係性における問題点

第一節:これまでの部落解放運動の考察 (その概要、主に同和行政について)

「第二次世界大戦」は、言うまでもなく日本にとって大きな変化をもたらした。厳密に表現して、「敗戦と占領」という経験は、日本の行政システムを強制的に変質せしめ、ひい

ては日本のイデオロギーそのものをほぼ180度変容させた、といっても過言ではないだろう。具体的に述べるならば、GHQによって草案され、制定された日本国憲法が、(天皇中心の封建社会であった)日本社会にとってそれまで価値を持たなかった「平等」と言う観念を、そのイデオロギー体系の中枢にまで持ってきたのである。部落差別が「欧化の流れの中で発見された差別であった」とは前章でも述べた事ではあるが、「平等」という規範を乱すものは「悪」であるというイデオロギーは、現代社会においても一つのテーゼとして受け入れられている。必然的な流れとして、戦後の部落差別問題に対する行政の取り組みも目覚しい変化を遂げる(と言うよりも、そもそもそれ以前は取り組み自体がなされていなかったのである)。日本国憲法の制定によって、「差別」は国民の意識的にも社会体制的にも容認されえないものとなったのだといえるだろう。以下、簡単にではあるが戦後の部落差別に対する国家の対策、即ち「同和行政」の流れを概観してみたい。

1946年2月、戦時中に自然消滅した全国水平社の後を継ぐ形で、部落解放全国委員会が結成された。これは全国水平社と同じく、部落民による自主的な解放運動組織なので国の行政とは直接的には関係のない団体ではある。しかし初代委員長である松本治一郎は、翌1947年4月に第一回参議院選挙に当選し、同時に初代副議長にも就任している。これは、「部落民の存在を平等に扱う」という一つのイデオロギーが公的(国家的)にも認知された事の象徴ともいえるだろう。松本は「カニの横ばい事件」(1)などによって公職追放に瀕するが、解放委員会などのハンガーストライキを受け、51年には政界に復帰している。

それまで部落問題に関して何の取り組みもしてこなかったGHQは、前年の1948年8月から全国的な部落調査(各府県の部落数、人口、団体の有無など)を開始し、報告書を作成。GHQが動き出した事によって日本政府も漸くその重い腰を上げ、後の51年には国による初の全国区的な同和対策組織、全日本同和対策協議会が結成される(それまでの日本及びGHQにとって、独占資本の再建こそが急務であり、財政負担の伴う同和行政は無用であった)。この全日本同和対策協議会が国会に対して提出した陳情書の中には「部落差別の解消には国民一人一人の遅れた社会意識の是正が必要である」という文脈があり、またそれに対して「国が率先して手本を示し善政をなせば、国民の誤った差別認識も解消されるだろう」と書かれている。全日本同和対策協議会が全国区的な組織であるならば、この様な考え方もまた当時の全国的な行政の共通認識であっただろう(そしてまた、この様な精神は現在においても脈々と受け継がれている)。翌52年には国会厚生委員会に部落

対策委員会も設置されるが、先にも述べたような「同和行政の精神」は次第に解放運動組織との間に亀裂を生む結果となる。

このように、国が部落差別に対し取り組み始めようとしている矢先、「オールロマンス事 件」(2)を受けそれに強く反感を覚えた解放運動組織によって、国の(物理的な解決策 としての)施策は急加速された。ある種、急かされての始動ではあったが、結果として同 和行政は、国の施策としての本格的な位置付けを確立していく。また、1955年により 大衆的な解放運動組織としての発展を考えて、部落解放全国委員会は「部落解放同盟」と その名称を変更し、行政に対して「差別の撤廃は国の責務である」と請願運動(差別の解 消に向けて、総合的、具体的施策を求める運動)を展開。この結果政府は、劣悪な部落の 生活環境を改善すべく1960年に同和対策審議会を設置。その5年後に同和対策審議会 答申(3)を提出した。この答申により部落差別問題の解決を国の責務としただけでな く、国民一人一人が取り組むべき問題として取り上げたのである。これらの出来事が、戦 後同和行政の本格的な出発点であるともいえるだろう。これ以降の同和行政は、より物的 (経済援助や施設の改善など)な事業が主となり、後の1969年には10年間と言う期 限をつけて「同和対策事業特別措置法」が制定される。この法律は期限内に充分な成果を 挙げる事が出来ず3年間延長され、またそれ以降、名称は変わりつつも同じ精神を受け継 いだ様々な対策事業が展開されていく事になる。各省庁の同和対策事業を概観するならば、 総理府では事業・施策の事務の総合調整、法務省では人権に関する啓発的事業、文部省で は「同和教育」の推進、厚生省では主に生活に直結する施設(共同浴場など)の改善、農 林水産省では農業施設の近代化、通産省では部落における中小企業への資金援助、労働省 では部落民の就職の機会均等の保障、建設省では住宅地区の改良事業、自治省では地方公 共団体への補助金の管理、などである。勿論、ここにあげられた事業はあくまで概要であ り、現実のレベルにおいてそれがどの程度成功したのか、或いは達成されたのかはまた別 問題である(結論から先に言えば、これらの事業の中で成功したといえるのは、物質的な 援助としての住環境に関する取り組みだけであるのだが、これに関してはその是非も含め 後述に譲る)。

さて、ここまで部落問題に対する国の取り組みを大まかに概観してきたが、これを踏まえると同和行政は戦後以降、正に加速度的に進められてきたことが分かる。それは偏に「差別問題」が「平等」と言う価値規範に背く社会現象であり、またこれを容認する事は、ひいては「新しい日本」の価値体系(日本国憲法)を覆す事になってしまうからだろう。実

際、急ピッチであったとは言えこれらの対策事業(特に生活環境を改善する為の事業)は 功を奏し、現代において最早「部落民」と呼ばれる人々の生活水準は日本の一般的なそれ と遜色のないレベルにまで達している。これは様々な部落研究文献でも明言されている事 である(これらの背景には、好景気によって多額の財源を部落の{特に物的施設}に投入 する事が出来た事や、「高度経済成長」による全体的な「底上げ」がある)。また、部落外 への混住も進み、もはや「特殊部落」としての実態を持たない地区や、忘れ去られてしま った地区も多く存在する。

しかしながら、それら縮小されつつある住環境の格差に比べ、依然として教育や就労、 産業の面での格差は残っている事もまた事実である。そして勿論、部落への差別意識も歴 然と残っている。

同和問題(或いは部落問題)を扱った研究論文においてしばし見られる言説に(上記の 現状を踏まえ)「同和行政による差別撤廃の限界」を説くものがあるが、蓋しそれは当然の 事であり、逆説的には的外れな意見だとも言えるだろう。なぜならば、現在行われている 「同和行政」の実態(具体)を一言に表現すれば「物質的な生活環境の底上げ」であり、 それ以上(或いはそれ以降)の具体的な志向を持たないからである。現在のような同和行 政では、状況の改善は出来ても根本的な解決にはならないのである。当然ながら、「差別」 とは物理的な問題ではない。「差別」とは正しく関係認識の上での問題であり、つまりは個々 人の意識レベルでの問題なのだ。つまり差別の撤廃を目指すならば、認識的変革を志向す る事業に取り組まなくてはならないのである。しかし時として、物的変革と認識的変革は その方向性において合致しない(4)。例えば、水平社はその創立の理念とは違い、侵略 戦争に加担している。1931年9月の満州事変から1937年7月の日中戦争へと大陸 侵略が本格化するとともに、「侵略戦争」を「皇国日本がアジアを開放する為の聖戦」と捉 え、これに協力したのである。この事実は、水平社の持つ「絶対的な解放」という思想の 両価性によるものだと理解できるだろう。(被差別者{換言して社会的弱者}の解放が、ど のような経緯で「侵略戦争の肯定」へと変わっていったかは、正しく「理論を越えた具体」 に原因があるのだが)意識(認識)的現実と物的現実は決してイコールでは結ばれない、 と言うことは認識論を持ち出すまでもなく、もはや現代においては常識となっている事で ある。この不等号がそのまま「同和行政の推進」と「部落差別問題の解決」のズレになっ ているという了解は概ね間違ってはいないだろう。

勿論、現在の同和行政も(「差別の撤廃」を志向している以上)「物質的な生活環境の底

上げ」によって何らかの「意識改革」を目指していると考えるのが妥当だろう。しかし、意識的改革に先んじる物的な平等が将来的にもたらす「状況」とは、端的に言えば「部落民(被差別者)」と「(差別者を含む)それ以外」の判別を困難にさせる事である。無論、これ(即ち、住環境的な意味で「部落民」の区別がつかない状況)自体は否定すべき事ではなく、むしろこの様な事業なくしては部落問題の完全なる撤廃には辿り着けないのであるが、ここで問題なのは「意識的改革に先んじる物的な平等」と言う状況である。つまり、意識的な解決を見ないままで部落民とそれ以外の物的平等が成就しては、意識的なレベルでの部落差別がなくなる事は無いし、むしろ結果的には「部落民」を、ひいては「部落差別の現実」を(特に部落問題に対して関係の薄い)人々の目から隠す事になり兼ねない(差別の問題を隠すことは、解決どころか、差別を隠微に潜行させ、むしろ悪質なものに変化させ兼ねない)。そして実際、ここで言う行政システムそのものの問題ではなく、システムの現実的な運営過程において、「部落差別を隠す」風潮は現代社会でも珍しくは無いのである(5)。

第二節:これまでの部落解放運動の考察 (その方途について)

前節で述べてきたような(部落差別の解決策としての)「隠す」行為は、果たして差別問題の解決にとって効果的であるだろうか。この問題提起は、何も同和行政のみに限った事ではない。例えば、前章で取り上げた「特殊部落地名総鑑」についても、確かにそれを就職や結婚に悪用する事は疑いようの無い「差別」であり早急に撤廃すべきものではあるが、それ以降から現代にも脈脈と続くようになった「部落の地名の隠蔽」という一般通念(ただし、これが実態と符合するか否かは別である)は、本当の意味での差別撤廃に効果を持つのだろうか(少なくとも、大抵の文献は地名の名称を伏せているし、もっと直接的に、各都道府県の市役所などは、部落の所在地を絶対に教えてくれない)。或いは、現代日本の出版(マスメディア)界にはびこる過度の表現規制は、差別の撤廃にとって良い影響をもたらすのだろうか。

部落差別撤廃の目指す「解決」とは、要約すれば「完全なる出自の(社会的)無意味化」だろう。ならば、その「出自の無意味化」は「隠蔽」によってなされるものなのだろうか。 このような志向性を持つ解決策を、仮に「隠蔽的解決策」と呼ぶことにする。これに関して、小説『破戒』を例にとりながら考察していきたい。

私がこの小説を差別の「隠蔽」的解決の考察における例として取り上げたのは、その内容もさることながら、この小説自体が辿った紆余曲折の経緯の為である。『破戒』は発表当初、「『最近の小説壇に最も異彩を放つ一篇』『確かに明治の小説界は物論、日本の創作界に新生面を拓いたもの』『将来に起こり来るべき小説の「製」を成してゐるかの観あり』『最も鮮かに新機運の旆旗を掲げたるもの』『満腔の敬意を捧ぐるに躊躇しない』などと、概して絶賛ともいうべき好評」に迎えられた(7)。実際、近代日本文学としては異例に早く部落問題を扱い、また詳細な描写でもって部落問題を描き出した傑作小説であった(当時は部落に関する記述のある文献が少なく、人々はこの小説によって部落の実態を知ったという{8}。

しかしその初版から二十数年後、『破戒』はテーマとして取り上げた部落民自身によって 批判の嵐に晒される。即ち、水平社が『破戒』に対して主に「部落の起源についての説明」 「屠手の描写」「土下座での告白」「テキサスへの逃亡」などを理由に批判し、(具体的にど の様な糾弾が行われたかは定かではないが)結果として、『破戒』は1927年の新潮社版 を最後に絶版となってしまうのである。

(『破戒』において水平社から批判された要素の中核とは、即ち丑松の持つ思想そのものである。父親によって植え付けられたこの思想によって丑松は部落民である事を恥じ入って隠すようになり、またそれを告白する際にも罪悪感を覚えずにはいられなかったのだ。この様な丑松の{厳密には父親の}持つ思想は、『破戒』から由来して通説的に「丑松思想」

と呼ばれる。現代では一般的に「寝た子を起こすな」という表現によって説明されるこの 思想は、正に「部落民」である事を隠し通す事で、差別の問題をやり過ごそうとする姿勢、 換言すれば、差別問題そのものを「隠す」事で差別の解決を目指そうという発想に他なら ない。)

これに対し、藤村自身がどの様な思いで(或いは姿勢で)あったかについてはここでは 言及しないが、水平社によるこの糾弾行動の問題点は(先にも述べた理論に当てはめて考 えるのならば)『破戒』の内容に対する批判に留まらずその出版を差し止めてしまった事に 集約されるだろう。何かの問題が起きたとして、その問題に対する対策や反省は当然必要 であるが、それによって問題自体の存在を「隠蔽(「否定」ではない)」してしまう事は真 の意味での問題解決にはならない(見えなくなる事は「新たな差別の発生」を意味する{ 9 })。無論、藤村の心の中に「部落」に対する差別的な視点(偏見)があったことは、作 中の部落の描写を読めば自明である。これらの描写は確かに差別的であったが、この小説 が「被差別者の現実」をリアルに表現しているのではなく「差別問題」そのものを(やや 告発の意を持って)リアルに表現しているのだとすれば、それは表現作法の問題であるし、 ましてや絶版にされるほどの糾弾の対象にはなりえないはずである。しかしながら、現実 として『破戒』は絶版となった。(その後、『定本版藤村文庫』という島崎藤村の著作選集 を新潮社が出版するに当たり、その代表作である『破戒』が収録されない事は不自然であ るとして、水平社との妥協点、即ち、大幅に内容が改訂された『破戒(別名、身を起こす まで)』が出版される事となる。結局、この改訂版『破戒』も1953年8月には隠され、 再び初版『破戒』が顕されることになる { 10}。

さて、往々にして「糾弾するもの(被差別者自身に限らず)」は「差別的要素」の完全排除を目指す。そして、その方法として(認識論的にいえば)しばし「排除(非存在への志向)」と「隠蔽(不在への志向)」は(理論上ではなく)「現実」のレベルに置いて混同される。結果、『破戒』の絶版のように、あたかも「赞善坑儒」のような前時代的行為が再現されてしまうのだ。しかしこの様な方法では、差別問題の解決に向けて好転しないどころか、それを助長させる恐れがあることは、前節において述べた通りである。

第三節:現代日本と部落差別との強化された紐帯

さて、(狭義での)隠蔽による解決策が、根本的な差別問題の解決には直結しない、と

いう事はこれまでで述べてきた。その了解は概ね間違っていないだろうが、ここで新たに問題となるのは、なぜこの様な隠蔽的解決策が取られてきたか(受け入れられてきたか) という(かなり根本的な問いかけであろう)言説である。

現代日本社会は自由主義(資本主義)社会であり、そこにおける人々の一般通念的な価値基準(優劣判断)は偏に能力の有無(良し悪し)に委ねられる。しかしながら、それと同時に現代日本社会は(再三述べてきたように)輸入された「平等」という観念を社会の規範(の中枢)にしている。このある種矛盾した状況が「能力の低い物」を差別し、孤立させる状況を産出し、その結果(一つの表出としての)「差別」という社会現象を顕現させるのである。ともすれば、現代社会において差別の発生は必然的なものである(そもそも「差別」という問題意識自体が現代社会的なのであろう)。しかし、例え差別の発生が必然的なものであったとしても、その継続の必然性は別である。確かに、個人的な印象として「悪い事」というものは往々にしてすぐに人口に膾炙し、また簡単に持続されていくような感があるが、それでも(前節までに見てきたように)国を含む様々な団体がその解消に取り組み、また社会通念(或いは個々人の一般通念)としても「悪である」と広く認識されていて、なおかつ現代においてはその理論的根拠さえ薄れているこの「部落差別」が、それでも現代においてその被害を産出し続ける構造とは一体なんであろうか。

上記した二つの問題提起(「なぜ隠蔽的な解決策を指向するか」「なぜ差別が継続されるのか」)は、蓋し同根の精神文化的要因を持っているだろう。日本独特の「部落差別」という社会問題は、日本独特の精神文化によって大きく支えられている。より抽象的に表現すれば、日本におけるのうまな「問題」解決のプロセスは「隠蔽」という表現に集約できるだろう。先述した隠蔽的解決策は、実は差別問題に限らず、日本においてはありふれた問題解決のプロセスである。そして(「現代」という時代的な限定がなくとも)日本が差別問題を克服しきれない理由に、精神文化に根ざした隠蔽的解決への志向性があげられる。

前節で述べたような「ケガレ思想」に代表される日本人古来の「貴賎観」は、日本人の精神文化の根底に居座る基本的な思想だ。これは意見ではなく事実である。当然ながら、生活の(或いは現実の)あらゆる側面にその影響は色濃く顕現し、日本人の行動様式を規定する。そして、その様な精神文化の中で「際大きな影響力を持つものが「言霊」と呼ばれる観念だと井沢は言う(11)、「言霊」とは「ケガレ思想」と同じく一種の迷信のような物であり、科学的に実在するものではない。

日本ではしばしば「縁起の悪い事を口にする事は良くない」という言説や、「縁起でも

ない事を言うからこんな事になった」と言うような言説に出くわす。このように「悪い事 を口にしない」という日本人に顕著に見られる特有の思想は「言霊」の一つの表出に他な らない。井沢の例を借りると、例えばハイジャック事件が起きたとして、人質を盾に大金 を要求してくる犯人に対し、ニュースなどのコメンテーターが「事件解決のためならば、 人質の犠牲は已む無い」と言う発言をしたとする。この場合、日本ではこの発言者に対す る非難糾弾は苛烈を極めるだろう。勿論諸外国においてもこのような発言は非難の的とな るが、日本におけるそれとの違いは、諸外国では往々にして「発言者への非難」それのみ に留まる、という点だ。留意しておきたいのは、この場合の「発言者への非難」(の内容) はその後の事件の進展に影響される事はない、という点である。これに対し日本では、万 が一このハイジャック事件の人質が死のうものなら、あたかもその責任が発言者にあるよ うな非難を受ける。しかし、冷静に考えるならば、例え政府がこのコメンテーターの意見 を参考にして強行解決に乗り出し、その結果人質が死んでしまったのだとしても、参考に して強行解決する事を決定したのは政府であるし、そもそもそれを受けて人質を殺したの は紛れもなく犯人である。論理的には、コメンテーターに責任はない。しかし、日本人は 感情的にそれを許す事ができない。感情的にそれを容認できないのは、その感情を支える ものが思想(精神文化)として根付いているからである。(12)

日本人は古来より、この様に「言葉と事象」の因果関係を心理的に認める精神構造を持っている。ひとたび口にしたこと(或いは書き記した事)は現実になる、という考え方である(この「言霊」が神道や呪術、或いは日本の古文学の基礎となっている)。

だからこそ縁起の悪い事を口にしてはいけないのだ。

「忌み言葉」はその良い例だと言えるだろう。「忌み言葉」とは、日本に古くから伝わる「言霊」の一つで、現代でも(迷信ながら)根強く信じられている。結婚、出産、開店などの慶事、また、災厄、死亡などの凶事などの場合、それぞれに使用してはならないとされる言葉の事である。またこの他にも、不吉な事を連想させる言葉は読み方、言い方を変えて使用しなければならいという。例えば「死」は「なほる」と読み、「病」は「やすむ」と読む。また「血」は「赤汁」と書き、「哭(なく)」は「垂塩」などと書いた。これらの「忌み言葉」は辻本によれば正に「口にするのも忌みはばかかられた」という(辻本、1999、p35)。例え、(「死」という現象に「ケガレ」を感じているのならば)「死」をいくら「なほる」と読み替えたところでその本質には何ら影響しない、というのが今日の科学的見解であり、また常識であるが、日本人にはこの読み替えが重要であった。日本人にと

即ち、この「悪い物は隠す」という考え方が、今日まで続く「隠蔽的解決策」の根源であり、また「寝た子を起こすな」という表現に代表される部落民の姿勢(或いは丑松思想)なのである。つまり、日本人にはその精神文化として、問題提起そのものの否定によって問題解決を図る特性があるといえるだろう。(13)

ここで一度、文脈を整理してみよう。

繰り返し述べているように、差別が差別たりえているのは「平等」という近代に輸入されてきたイデオロギーに起因している。ではなぜ、悪として発見された差別はなくならないのか。それは前節までに述べてきたように解決方法の間違いが大きな部分を占める。意識的変革がなされる前の物的変革(即ち、生活水準の格差の是正)は状況の隠蔽になり兼ねない。そしてその様な隠蔽的解決策は(日本においては)「言霊」的な発想から生まれるのである。

この「言霊」信仰こそが、日本社会と部落問題を密接に結ぶ「紐帯」であり、部落差別はその特性によって相互作用的にこの紐帯を強化している(本節前半で述べた通りである)。つまり「鵺的」感覚と「言霊」信仰の相関関係が、部落問題の解決を困難にさせる大きな要因であるのだと考える。しかしながら、この紐帯は精神文化であるだけに、それ自体の否定(による解決)は容易ではない。むしろ、個人的な領域での紐帯の打破は(現実的に)不可能に等しい(現実的に不可能な理論は、理論研究以上の意義を持たない。即ち、本論文では無価値に等しい)。

今後の部落差別解決策に求められるのは、「隠蔽的解決策」との折り合い(否定する必要はない、とは前節で述べた)と、「紐帯」の社会的打破である。つまり、いかにして「隠蔽的解決策」を補完するのか、またいかにして「鵺的」感覚と「言霊」信仰の相関関係について個人の領域では無い解決策を見出すか。この「紐帯」の社会的打破について、次章より詳しく論及したいと思う。

注釈

1)「カニの横ばい事件」

初代参院議員で副議長でもあった松本治一郎は、第二回国会の開会式前に行われる

天皇との会見(「拝謁」)の場において、その正式な振る舞いである「天皇に対して絶えず正対し、絶対に尻を向けない」という旧習を拒否し、天皇に対して民間人に対するのと同じく会釈をした(「カニの横ばい事件」1948年1月)。「人並み以上の存在を作れば、対極としての人並み以下の人間が生まれる」という考えのもとに行われたこの行為は、後にこの「拝謁」の正式な動作を廃絶させる。しかし、これがもととなり翌49年に吉田内閣によって、松本は公職を追放されてしまう。これに対し部落解放全国委員会は強く反対し、ハンストなどを経て51年、松本は公職追放解除となる。

2)「オールロマンス事件」

扇情的な記事を売り物にしていた雑誌『オールロマンス』に、京都市衛生局の保健 所職員が書いた『特殊部落』という小説が掲載された事に端を発する。小説は興味 本位で京都市内の部落を取り扱ったもので、部落に限らず在日韓国人や売春婦に対 する蔑視に満ち溢れ、部落に対する差別意識と偏見を助長する内容であった。この 雑誌は即座に解放運動関係者によって糾弾されたが、京都市の行政当局は「差別を していない」と主張した。結果的に、部落の劣悪な生活環境や、それに対する行政 の怠慢(差別)が発覚し、同和対策事業としても本格的に動かざるを得なくなる契 機となった。

3)「同和対策審議会答申」

この答申では部落問題を「最も深刻なそして早急に解決を図る必要がある」問題と し次のように記している。

「(前略)近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の 侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を 保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自 由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである」

- 4)それは実存在の持つ荷価性に拠るのだが、原因は理論を越えたより具体的なレベルでの事になるので本論文において明確に指摘する事は困難である。
- 5)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 6)「水平社宣言」

「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。(中略)吾々がヱタであることを誇り 得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先 を「夢」め人間を冒続してはならぬ。さうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、 人間を「動」る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求 礼賛するものである。水平社はかくして生れた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

- 7)島崎藤村、1954『破戒』新潮社(p383)
- 8)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 9)前掲書参照
- 10)『破戒』復刻版の経緯

水平社によって糾弾され、新潮社版を最後に絶版となった『破戒』は、1939年に大幅な加筆訂正(主に部落描写に関する部分や、その他糾弾された箇所の訂正)を加え、『破戒(別名、身を起こすまで)』というタイトルに変えて再刊された。加筆訂正後の「まえがき」において藤村は次のような文章を記している。

「わたしの『破戒』の中には二つの像がある。あるものは前途を登ふるあまり身をもつて過去を掩はうとし、あるものはそれを顕ってとこそまことに過去を葬る道であるとした。このふたつの間を往復するのもまた人の世の姿であらう」

しかし、1953年に全集の出版を受けて筑摩書房により再び初版の状態での『破戒』は発行される。これについて瀬沼茂樹は「(初版絶版の経緯と新たな改訂版発行を受けて)この歴史的作品の文學史的意義からみても、已むを得ない事ではあったにせよ、中途半端な改惡であったと思うからである。この復原は本全集の大なる収穫の一つであるといっても、決して解説者の提灯にはならないだろう」と述べている。

- 11)井沢元彦、1999『逆説の日本史4 中世鳴動編』小学館
- 12) 井沢元彦、1998『「言霊の国」解体新書』小学館
- 13)例えば、純粋論理的に考えて、日本の主張するような「一国が軍隊を持たない」という姿勢は、国防の面から言うと致命的以上の最早問題外的な姿勢であるといわざるを得ない。国が共同体である以上、その構成員の生活を保障するのは前提的な目的そのものであり、そうした場合、あらゆる可能性を考慮するのは当然である。しかしながら日本人が軍隊を捨て、声高に「世界平和」を唱える背景には、この「言霊」による部分が大きい。「世界平和」を声高に唱える事自体が日本人にとっては有効なのである。そして同じく「戦争」を連想させる「軍隊」という呼び名自体が、現代においては「忌み言葉」なのだといえるだろう。また、実態や

システム的にはほぼ軍隊と変わらない自衛隊を、いつまでたっても軍隊として認めない姿勢にも、口頭或いは書面などで軍隊として認めなければ実態とは関係な く軍隊ではない、という「言霊」信仰の顕れが伺える。

第三章:部落差別解決に向けた考察

第一節:「差別」の二面性

差別が社会関係によって生まれる現象である事は導入で触れた(1)。正しく差別とは二者間の認識的対立であり、そもそも社会現象である以上、個人にそのメカニズムを還元するには限界がある。しかしながら、差別問題(の研究)において指摘され、議論がなされるのは概ね、「理論と現実との齟齬」の領域に集約できるだろう。これについても導入でも触れたが、差別の理論研究は、今日までの様々な場面において、ことごとく「現実」に打ちのめされてきた、と言えるのではないだろうか(2)。厳密に言えば、組み上げられた「差別理論」の想定する「差別現象」が、往々にして現実と噛み合わない、と言うことである。これは「差別」に限らずあらゆる社会現象(社会問題)に共通するテーゼであろうが、個人の主体の領域を出ない価値が現実(即ち他者の集合体)においてその効力を失う以上、理論化される現象には「客観的認識」という主体が必要不可欠である。この様な「客観的認識」と「現実」の関わりについて、橋本努はヴェーバーの著書を例に取りながら次のように述べる

「ウェーバーによれば、認識というものは『概念構成的(discursive)』な性質をもっているが、これとは別に、概念構成的ではない『生(生活)の言葉(Sprache des Lebens)』による理解というものが存在する。そしてその言葉によって、われわれは、個々の具体的な歴史をそのまま十分に述べることができるという。しかしそのような『生(生活)の言葉』は、『どういう観点において意義をもつのか』という問題に関して、意味が不明確であり、偶然性を帯びている[Weber WL:209『客観性』150頁]。言葉の意味を明確にし、また偶然性を免れた規定を言葉に与えるためには、われわれは認識によって概念を構成しなければならない。言い換えれば、言葉の意味を明確に認識するためには、概念構成的な手続きをふまえなければならない。」(3)

「生の言葉」を「主観的理解」と解釈し、上記の文章を意訳的に要約すれば、「誰でもない誰か(客体)」の定める理論で無い限り「現実」の承認は得られない、という事である。本論文の導入において、「『差別』とは具象性を持たず、また対象のみに(限定的に)効果を持つ場合がほとんどであえるがゆえに、第三者的視点がその本質を(個々の事例から)把握する事は困難」と述べたのは正しくそれがゆえであった(ありていに表現すれば、「特定の差別理論」が一つのテーゼとして世間一般的に認知される為には、多くの人の「共感(客観的判断)」を得るよりない、という事である)。

以上の理論のみを踏まえると、あたかも「差別」という現象が、ごくごく局地的な現象であり、ともすれば解決するよりも無視をする方が余程有効な手段であるような印象を持ってしまう。しかしながら「差別問題」の複雑たる所以は、議論をそこで終えさせない部分にある。差別とは「限定的」に効果を発する局地的な社会現象であるにもかかわらず、(表出、種類を変えて)概括的かつ普遍的に起こりうるのだ(理由の一端として、第一章でも触れた、近代の西洋的イデオロギーが密接に関わっている事は明白である)。

これに関して、個人的な感情としても差別意識は芽生え得る、とは塩見も同じく述べている事であるが、彼が同時に警鐘を鳴らすのは、「差別と言う(大枠の)現象」における個. 人感情に起因する心理的生理現象と、悪意と蔑視を伴う権力的な差別を混同してはならない、という事であった(4)。

この論理に対し、独自の(発展的な)補論(訂正)を加えたい。

塩見の意見を更に詳しく、またその意図するところを抽出すると、「個人感情」によって起きる「忌避願望」と「差別」は別物(無関係)だ、という主張である。これに対する私の論理とは、(塩見の表現に倣うならば)「個人感情」と「差別」は別物だが同根である、という主張である。塩見の意見は「個人感情」と「差別」という二つの独立した対人現象が社会現象として表出する際に、両者とも世間的には「差別」として認識され、混同される危険性を示唆しているのに対し、私の意見は「個人感情」も「差別」も同じ「差別」という名の対人現象として起こりうる、という事である。塩見の言う「忌避感情」は「差別」という名の対人現象として起こりうる、という事である。塩見の言う「忌避感情」は「差別」とは別次元の問題なのではなく、その発生のメカニズムを異にするだけで同じカテゴリーの社会問題なのだ、と私は考える。その様な考え方(姿勢そのもの)が本論文における差別論の考察には重要なのだ。

「差別」というクレームは、再三述べているように、その正当性を客観的に証明できない限り、正当な論理たりえない。しかしながら、この「差別」という行為が被差別者に対

する差別者からの加害行為ではなく別の目的を内在する差別者の(ある種逆説的な)行為であると仮定すると、その立場は変わってくる。

佐藤裕の論文によると、差別行為とは、被差別者に対して向けられるカテゴリーに付加された悪意ではなく(むしろそれは副産物的なものであり)「被差別者以外」と「自分」を同カテゴリーに組み込む為の境界作成行為なのだという(これを佐藤は「『三者関係としての差別』論」と呼んでいる)(佐藤,1994,p100)。これに関しては私も同意見を持っていて、即ち「差別」という現象(社会問題)を「差別者と被差別者との(蔑視を伴った)区別化」を目的とした行為として捉えるのではなく、被差別者を異化することで「その他(即ち、非差別者以上)」と「同化」する事を目的とした行為と捉えるのである。「差別する事」そのものが目的なのではなく、「違う物」を作ることによって「同じ物」をより明確にする、同化が目的の行為。そしてそのような同化的区別に優劣意識が伴うものが「差別」なのだ、と考える(以上を踏まえると、差別問題には「差別者」「被差別者」と言う二者とは別に、もう一つ「その他{被差別者以下}」という第三者的な立場のカテゴリーが存在している事が分かる。より厳密な表現を期す為に補足するならば、境界によって「被差別者」と「差別者と被差別者以外」が二者に分けられるのではなく、「被差別者」という境界を引くのだ、という事である{これについては後程詳しく触れる}。

この様に考えると、塩見の言う「個人感情」に起因する「忌避」(つまり、「差別ではないもの」)の中にも、境界線を引く行為が含まれているといえる事が出来るだろう。これでは、(塩見の言う)「忌避」と「明確な差別」との区別は必ずしも明確であるとは言いがたいのでは無いだろうか。差別のメカニズムの主旨が「同化」であり、それが個人的な(認識的)行動である以上、それは「心理的生理現象」であろうとそれ以外の「明確な差別」であろうと、性質としては同じなのだ、と私は考える。先に「その様な考え方が本論文における差別論の考察には重要なのだ」と述べたのは、換言すれば個人的な「忌避」と個人的な「明確な差別」を区別する事は重要では無い、という主張であり、つまり「差別」の発生要因を、個人の内に求めるだけでは、差別の本質を把握しきれない、と言うことを述べたのである。(5)差別撤廃を目指す考察(理論研究)の方途としては、「差別」が持つ二面性、即ち「個人的な領域で起きる(ある意味生理現象的であり、不可抗力的な)差別」と「そうでないものによる差別」を、その発生要因に言及して指摘する事ではなく、メカニズムに論及して指摘する事の方が重要であろう。つまり「差別が何によって起きるか」ではなく「差別がどのようにして行われるか」を「生理的メカニズム」と「社会的メ

カニズム」という二つの側面から考察する必要性があるのだと私は考える。

以上を踏まえ、これより「差別」という現象を個人心理に還元するのではなく、「差別」 という現象から個人心理を摘出してみたいと思う。

補論として、(順序としては逆になってしまったが)個人的感情(即ち、「個人的差別心理」)に対して、もう一方の、(意識的、無意識的に関わらず)関係的悪意の含有される差別の名称を(便宜的に)示しておきたい。これに関しては、先にも言及したように、差別行為の本質が、社会関係におけるカテゴリー分けをその主たる目的にしていることから、「社会的差別原理」と呼ばせてもらう。

第二節:「個人的差別心理」の検証

これまで主流であった、被差別者からのクレーム、被差別者による糾弾を立脚点として展開させた非客観的差別論との明確な区別化を図るため、前節で紹介した「差別者の視点に立つ差別論(同化としての差別)」を差別者の非加害行為としての「差別」と(誤解を恐れずに)呼ぶことにする。いわば一つの行動としての差別から、「個人的差別心理」と「社会的差別原理」を分ける作業において、前節において多少なりとも規定した「社会的差別原理」に対する「個人的差別心理」の実像をとは一体なんであるのか。

概括的に規定すれば、それは「スキーマ」と呼ばれる心理作用である、と私は考える。スキーマ(schema)とは、もともと図や図式や計画の語義であり、今では様々な分野で広く用いられる言葉である。心理学においては、物事を捉える際に、人間がその心象や概念的な認識を、あらかじめ規範となっている認識形態に当てはめて理解する、一連の処理能力のことを言う。人という受信機は、世界(刺激)という信号の外部入力に対し、それらの信号を簡略化する事で処理速度や能力の効率を上げているのである。これは、人間が生得的に有する心理能力である。

スキーマの定律は以下の通りである。

信号をカテゴリーに分類して認識する。 カテゴリー間の相違を過大視する。

またその特性として、カテゴリー間の相違は過大視し、カテゴリー内での類似を過大視

する。例えば人は、文章の読解や単語認識に際し「語句(綴り)の位置の推測」を行っている。即ち、意味認識的な文章(あるいは語句)に対し、(学習発達段階の初期において)視覚的な過度の単純化を行う(これは最終的な学習段階で解消される)。

知覚においてスキーマは、それに適合する事象の知覚を容易にする(逆にスキーマに適合しない事象は見逃しやすい)。また人はスキーマにあう記憶情報を選択的に想起しやすい (ただし、スキーマに明らかに反する記憶情報もまたかえって想起しやすくなる)。この様に、日常的に起こる「事象の単純化」がスキーマであり、人はこの心理作用なくしては生きていけない(少なくとも平均的な生活規範からは漏れる)と言えるだろう。

さて、この「スキーマ」をより社会関係論的な視点から把握した際に発見されるのが「社 会的スキーマ」である。その「社会スキーマ」の定律の中でも、本論文での考察に関して、 注目すべきはやはり「人物スキーマ」と「役割スキーマ」である。「人物スキーマ」は、対 象の属性を規定し、「役割スキーマ」は、その社会的役割を規定する。これはほぼ差別の現 象学的な効果(作用)と一致するといっても過言ではない。「人物スキーマ」の場合は、「差 別(のメカニズム)」を特定の対象に付与する際に用いられ、社会的スキーマはその付与さ れる「差別のメカニズム」そのものの構築、及び付与に、相互作用的に用いられる、と考 えて間違いないだろう。多少乱暴に論ずるならば、「差別」も「スキーマ」も「無根拠(或 いは経験的な根拠)に基づく、対象のカテゴリー分け」であると言える。この役割スキーマ は、その性質を「ステレオタイプ」と呼ばれる社会学的なメカニズムと同じにする(6)。 そして(本論文における)差別心理(差別の構造)に関しては、この「ステレオタイプ」 を中心とした「スキーマ」についての考察が重要なファクタとなる事は明白である。(鹿取 廣人、杉本敏夫編集による『心理学』には「ステレオタイプ」について「これを持つこと がその職業や民族集団に対する偏見につながることが指摘されている 」と記述されている { 鹿取他,1996,p221 }) 上記に挙げた心理作用が、人間の生得的に持つ、いわば生理現象 とでも言うべき物であるとしたならば、「スキーマ」はまさに「個人的差別心理」と言って も過言ではないだろう。なぜならば、「差別」という現象の中核は「カテゴライズ(或いは、 対象に対する属性の付与)」であり、「スキーマ」とは正に、認識的カテゴリー生成と、そ の適用の作用だからである。厳密に言えば、このような「カテゴリー化」に優劣意識(評 価)が加わり、その結果劣等なカテゴリーに規定される場合を「差別」と呼ぶのである(た だし、この二つの「認識」は加算的ではなく、相関的に作用するものと考えられる)。

無論、この心理作用は「差別」の一面でしかなく、また根本でも無い。これらの諸要素

が、相互作用的に関係しあい、現象としての「差別」を表出させるのである。つまりこの「スキーマ」が「差別」の正体である、と言うのは(誤解ではないものの)誇張表現であるだろう。しかしながら、抽象的には個人の行動原理に還元されない要素は存在しない、という言説はマルクス主義の一つのテーゼであるし、そのような大袈裟な論拠を持ち出さずとも、これまで正に「鵺的」という様相を呈してきた差別理論の、一部分を補完する事は間違いない。

第三節:「社会的差別原理」の検証

「差別」という現象が「個人的差別心理」と「社会的差別原理」に明確に分かれることは前述までに論じた。それではさらに、この二面それぞれの機能について(やや抽象論的に)論じていきたい。

まず「スキーマ(個人的差別心理)」についてであるが、これに関してはほぼ生理現象であるといっても過言ではないだろう。それは「スキーマ」に代表されるような認知、或いは学習の領域が、人間の日常生活における「思考過程」に属するからだ(7)。外部からの膨大な「情報(刺激)」を素早く学習し、記憶として蓄積する。蓄積された記憶は抽象化され、「経験則」となる。この「経験則」を体系化したものが「スキーマ」と呼ばれる認識的枠組みである。このシステムが人間的生活における動作の効率化を促す。つまり、人間が普段の日常生活を一般の速度水準と同じように過ごす為には、この様な過程を経る必要があるのだ。

以上までが第二節で述べた「『差別と言う(大枠の)現象』における個人感情に起因する心理的生理現象」だとすると、それとは(暴力性において)一線を画する「社会的差別原理」とは、蓋し「スケープゴーティング(スケープゴート化)」「レイベリング」「スティグマ」と呼ばれる、一連の社会関係的作用(社会学的現象)に他ならない(8)。野村一夫もその著書において、「差別」をこれら社会関係的作用の表出である、と述べている(野村、1992、p442)。

これら全ての共通項を挙げると(或いは概括的に要約すると)「カテゴライズ(属性の付与)に伴う一方的な優劣意識」ということだと了解できる。いや、より精確を期すならば、それは「優劣意識の伴うカテゴライズ」なのだ(この言説はただの言葉の綾ではない。

文脈として、「優劣判断」が主体なのではなく「カテゴライズ」が主体なのだ、という事を 理解する必要がある。これに関しては、以降展開する論理で解説する)。即ち「社会的差別 原理」においては、この「優劣意識」の正当性が中核をなす要素となる。

先に挙げた「スケープゴーティング」について、さらに詳細な解説を加えたい。「スケープゴーティング」の最も重要な特性とは、「生贄」の選定基準が「後付け」である、というところである。即ち「まず排除(カテゴライズ)ありき」なのだ。「異常」というレッテルのもと、排除される「生贄」は、正に排除されるために排除されている、といっても過言ではない。以下に野村の著書より引用する(括弧内は筆者による)。

「(異常と正常を)分断するさいに、生物的な理由であるとか、歴史的な理由であるとか、もっともらしい理由が主張され、常識もこれを受け入れることが多いが、ほとんどあとで付け加えられたものだ。すでに述べたように、『差異』から『差別』が生まれるのではなく、『差別』から『差異』が想定されるのである。そういう意味では、『まず排除ありき』という構造原理が、集団・共同体・社会そのものに内在していて、排除によってまとまっていくというメカニズムが存在すると考えられる。つまり、排除による統合である」(野村、1992、p450)

有名なジョークで「世界平和を実現するためには、宇宙人に戦争を仕掛けてもらう以外にない」というものがあるが、「集団ナルシシズム」(9)という心理的作用に基づいて作られたこのジョークは、「スケープゴーティング」と似た性質をもち、それを理解するためには(いささか短絡的ではあるが)効果的だろう。宇宙人が地球に攻めてきたら、世界中が一致団結してこれに立ち向かうであろう、という論理である。「排除すること = 外部を作ること」について、八木はジンメルを引用しながら次のように述べる。

「『扉は人間のいる空間とその外部にあるいっさいのものとのあいだのいわば間接をなすことによって、ほかならぬこの内部と外部との分割を廃棄する(略)したがって扉は、人間がもともとそこに立ちつくしている、あるいは立ちつくすことのできるこの境界点の象徴となる』。

人間は当初何もないところに小屋を建てる。すなわち小屋は、何もない無限の空間から 切断された一つの区域であり、かくて小屋の内部と外部とが区別されることになる。内部 は人間にとって創造的な意味ある空間であり、そうであればあるほど外部は内部によって 拒否され遠ざけられ疎外される。そして、小屋の内部は秩序によって、外部は反(非)秩 序によってそれぞれ特徴づけられる。」(八木,2000,p177) つまり、「外部」を規定することによって「内部」の秩序を保つ、ということである。 補論として、「内部」における規則を完璧に整備することでは「内部」の秩序を保てない、 ということも付け加えておきたい。「規則」とは、「規則外」が想定されて始めて機能しう る概念である、という事も考えられるだろう。

このように「内部」秩序の為の「外部」との境界線生成が、「外部」選定よりも先にあるとは、「境界線の生成」即ち「排除」がその「排除される対象」よりも先にあるという事である。つまり、「排除される根拠」としての「差異」は「排除(差別)」よりも先にある、ということである(これこそが正に「スケープゴーティング」なのだ)。

例えば男女差別において、「男性によって女性が差別される」という現象の根拠には「男 女の違い」が想定されているであろう。また人種差別においても、「白人が黒人を差別する」 という現象の根拠とは「肌の色の違い」である(それ以外の理由を根拠に女性差別、ある いは黒人差別を行う者もいるが、それらの論理は「男女差別」「人種差別」というある種、 前提的な状況(排除の構造を持つ状況)に則り、そこから論理を発展させるべく事後的に 作られたものだ、と了解して構わない。いずれにしろ、当議論の本筋からは外れる、例外 的な論理である)。しかし、それらの「差異」でさえも、「差別」の構造の為に後から生成 されたものなのである。無論、生物学的な「差異」は物理的に実在する。しかし、「物理的 な存在」とは、主体によって認識されて初めて「現実の存在」となる。すなわち、この「認 識」の過程によっては、現実的に認識され得ない「差異」があることもまた事実なのであ る(これは心理学的な認識論や唯脳論のレベルでの話を持ち出すまでもなく、社会関係論 的な説明で理解できる)、認識される「差異」とは何らかの「基準となる状態」からの「逸 脱要素」を指し、即ち「基準となる状態」の評価、或いはその認識における優位性如何に よっては、正しく「存在しない」ものであると言えるだろう。例えば、動物はそれぞれ生 物学的に違った個体であるが、普段人間によってそれを認識されることは無い。「キリンが 見たい」といって動物園に行きたがる子供の言う「キリン」とは、認識的な像として(そ の子供が経験的に知った)特定の固体ではない、ということである。この「差異」の不当 性について江原由美子は「『常識』として分け持たれている『差異』は必ず特定の問題枠組 みにより評価された『差異』」であると述べ、また「一般に『事実』と『評価』の峻別は困 難である」とも述べている(江原,1985,p75)。

しかしながら、差別問題の厄介な点として江原は、被差別者が不利益を被っていること それ自体よりも、その状況が社会に置いてあたかも正当な事であるかのように感じられる 点を挙げ(江原,1985,p65)。また補論として野村は「差異を論じるよう仕向けるロジック そのものに差別の論理がある」と述べている(野村,1992,p442)。たしかに、大概の差別 論は「被差別者」の「待遇の不当性」を取り上げ、その根拠としての「差異」の無効性、 あるいは指摘される「差異」の優劣判断の不当性に立論されるものが多い。また、同時に 「差異」の存在は(特定の被差別者にとっては)そのアイデンティティと密にかかわるこ ととして、告発される事例が多いのだ。しかし、アイデンティティを「差異」による事、 また「差異が差別根拠たりうるか」「差異の優劣の正当性」を論じるのでは、「差別理論(「差 別問題」とは異なる)」は解決し得ないのである。なぜならそれらは全て、差別(の正当性 を)「意図」によって説明する論理であるからだ。これについて江原は(差別は)「差別者 も被差別者も共有する社会的規範や社会意識に根拠」を持ち、「意図によって説明する事は 不適切」だと述べ(江原,1985,p69) さらに「『差異』の否定は、『差異』の『評価』の転 倒と必ずしも両立する論理では」なく「論としては正当であっても、個別状況においてし ばしば相互に矛盾し、『反差別』の言説の成立を困難にする」と述べている(江原,1985,p72) 即ち、差別問題の解決において言及されるべきは「被差別者に付与された評価の正当性」 ではなく、「社会関係(あるいは「スキーマ」によって作られたカテゴリー)に対し付与さ れる優劣意識そのものの正当性」なのだと考える。

次節では(被差別者の)劣等環境の、或いは劣等待遇の不当性ではなく、待遇に差がある事(カテゴライズに付与される優劣意識)自体の不当性(或いは、前節の佐藤の論を借りるならば、「差別者が普通カテゴリーと同化する行為の正当性」)ついて、部落差別に当て嵌め、論ずる。またその中で、今後の部落問題解決に向けての展望も考察したい。

第四節:部落差別問題解決に向けての暫定的結論及び具体的展望

さて、本章ではここまで、部落差別に特化することなく「差別一般」について論及してきた。これより演繹法的に、本章で取り上げられてきた論理考察を部落差別に当て嵌めて考えていく。

「部落差別」という一つの社会問題を「差別者と部落民の二者対立」という観点で捉えた際、その主たる目的は差別行為によって部落民を貶める事それ自体ではなく、差別行為

によって自分達が部落民よりも「優れている」という事を自覚する事なのである、とは先 述した(10)。先述した二つの言説(「異化としての差別」と「同化としての差別」)は、 目的の主体が違うだけではあるのだが、その差が重要なのだ。この様な了解の場合、「部落 差別」においてクレームづけられるのは、部落民に対する劣等待遇の不当性ではなく、部 落民とその他の人々との関係に「優劣意識」の判断基準を付与することそのものである。 これが、部落差別における(撤廃すべき)「社会的差別原理」なのだ。部落差別においては 当であるか(即ち、部落民は排除されるべきか否か)という問題提起以前に、「部落民とそ れ以外の関係に対してどちらかが優でありどちらかが劣であるという判断を持ち込む事」 (即ち、「排除と包摂の構造」を当て嵌める事)それ自体がすでに不当なのである(これに ついては前節でも述べた通りである)。部落差別が(その社会関係的な側面から見て)「排 除する事」そのものを目的としているとして、これまでに見た部落差別の(現代において 無価値に等しい)根拠や、或いは上記の説明するようにその優劣基準そのもの自体が不当 である事を鑑みるならば、蓋し次のような言説は容易に推察できる。即ち、「部落」という 差別対象は「部落差別」という現象の成立過程において、あまり重要な意義を持たない、 という事である。この一見すると論理的に矛盾している言説は、しかしその本質を十二分 に指摘するものだと考える。噛み砕いて表現すれば、部落差別において差別されている部 落民は、部落民だから差別されているのではなく、差別される為に後から選ばれた人々な のである(これに関してもこれまでの文章で再三に渡り論及してきた事である)。勿論、「後 から選ばれた」とは何も意識的であるのではなく、むしろそれらは無意識的であるはずだ が、いずれにしろ、部落民は純粋論理的根拠に基づいて差別されているわけではない、と 言うことだけは確かなのである。

ならば、部落差別撤廃に向けての、個々人的な意識改革を志向する解決策の方途は、おのずから限られてくるだろう。それは抽象的にいえば「社会的差別原理」を訴える事、即ち「スケープゴーティング」のような「排除」の構造を多くの人々に知ってもらう事。具体的にいうならば、蓋し「部落差別の無根拠性」をひたすらに訴える事である。この事実を、人口に膾炙させる事である。ともすれば「部落差別」という差別自体の認知度が低い現代において、(従来までに行われてきたような劣悪な環境のみの紹介に留まることなく)その差別問題そのものを広く知らしめることが、個々人的な意識改革に対するより有力な具体的方策であろう。

部落差別において、具象から発生する「個人的差別心理」はありえない。導入でも触れたように、部落民とそれ以外の人々との間に物理的差異が無いからである。つまり、部落民の差別には「情報」が不可欠なのである。しかし(同和行政などに代表されるような)物的平等の状況が進めば、部落民とそれ以外の人々を見分ける情報は少なくなる。しかし、それだけでは当然差別の根(即ち、部落民を排除する事そのものを目的とした社会構造)を撤廃する事は出来ず、かえってより悪質かつ潜在的な部落差別を招きかねない。先にも述べた「差別問題そのものを広く知らしめる」為には、隠蔽的解決策では意味をなさないのは自明である。部落差別を従来のようにタブー視することは、「言霊」的発想を精神の根幹に持つ日本人にとって、忌避感情を喚起させるだけであり、効果的な策だとはいえないだろう(これまでの論旨に見てきた通りである)。

即ち、「隠す」という解決策から「顕す」という発想的転換が必要なのだ(これに関しては塩見の著作にも同じ意見があり、彼はこの事について、いつも見えていることの大事に思いいたる必要がある、と述べている { 11})。

差別的な要素(発言や著作内の表記など)があれば、それ自体の存在(物体)を否定するのではなく、その論理(内容)の批判を行うべきなのだ。「部落差別の無根拠性」を知ってもらう為には、部落そのものを知ってもらう事以上に「部落差別」を知ってもらう必要がある。「差別」という社会現象の総体の撤廃を目指すならば、部落の(物理的、精神的問わず)悲惨な状況を知ってもらうとともに、差別するものの理屈も知ってもらわなければ意味が無いのである。塩見はこれについて、先に挙げた『破戒』を例に挙げ、やはり『破戒』がいかに差別的な表現を用いた著作であっても、それを絶版にするのではなく、その内容を徹底的に批判した新たな著作を出版すべき、或いは、『破戒』よりも正確な部落像を描いた『破戒』を超える傑作文学を作るべきなのだ、と述べている(塩見、2005、p94)「差別的で糾弾されるべき対象」そのものを、差別の当事者以外の立場に広く知ってもらう事が重要なのだ(12)。

これまで差別的な要素の徹底的排除に尽力してきた部落解放運動が、それにより算出してきた「部落問題はタブー」であるという風潮、またはそれによって再生産される「過度の表現規制」が、物的平等を志向する「同和行政」と相互作用的に影響し、結果として部落差別を「鵺的」なものにしてしまった。本来その根拠や状況を鑑みれば、個々人の意識レベルどころか現代社会のイデオロギーとしても容認されえないはずの「部落差別」は、しかし現状として今も尚根強く残っている。この様な現状も踏まえ、改めて部落問題を明

注釈

- 1)ただし、その発生要因が社会のみにある、というわけではない。「社会」とは、ジンメルの述べるように、単なる持続的な相互関係のみではなく、『抽象』としての現象であるがゆえに対象にはなりえないのである(ゲオルグ・ジンメル、2004 『社会学の根本問題』世界思想社)
- 2)「現実」とは、実存するこの世界のことでは無く、その物質的な諸要素を人間が知覚し、認識の中で再構成した世界の事であり、いわば「世間」と呼ばれるものと同義であるといえるだろう。総体としては、個々人の主体の集合体であり、つまり認識的事象と物理的事象の接点である。ここで「齟齬」と表現したのは、主観的に認識された差別と客観的に認識された差別のギャップの事である。つまり、純粋な主観的認識である「差別理論」は、非主観的認識事象としての他者の主体(現実)に晒され、多くの場合、破棄される(打ちのめされる)のだ。蓋し、これは主観と客観との完全なる合致があり得ない事に起因する。
- 3)橋本努ホームページ http://www.econ.hokudai.ac.jp/~hasimoto/
- 4)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 5)勿論社会的現象としての「差別」の中には、「差別」とは一線を画する「不平等な評価」も(社会問題として)存在すると思う。これに関しては佐藤も、差別とは「(序列的なものも含めた広義での)不平等」という現象の、特殊なケースであると考えるべきである、と述べている。(佐藤,1994,「『差別する側』の視点からの差別論」)しかし、差別の一般化を指向する理論研究においては、その様な個々人的な認識におけるいわば「差別意識」も(その善悪の判断は置いておくにして)研究対象にしなければならないだろう。上記に紹介した「差別する側の視点に立つ論理」に従うならば、正しく(個人的な領域での)「差別」という現象には、(塩見のいう)「忌避感情」も「差別」(これに関しては先述の言説との整合性の為、ここに置いても曖昧な表現を使わざるを得ない)も含まれている、という事になるだろう。
- 6)この「社会的スキーマ」には通説的に4類型あると言われている。

人物スキーマ(person schemata)

- ・典型的人物(例:グルメ)の特性や目標に関するスキーマ
- ・相手のカテゴリー化に役立つ。
- ・カテゴリーの階層性:教養人(抽象度が高い) グルメ(抽象度が低い)
- ・抽象度が低いほど特性や意図が推論しやすい。

役割スキーマ(role schemata)

- ・社会的属性(例:性別、年齢)ないし役割(例:教師)に対するスキーマ。
- ・ステレオタイプ(後述)とほぼ同義。

自己スキーマ(self schemata):自己に関するスキーマ(自己概念(self-concept)と同義)

- ・人は他者だけでなく自己をもカテゴライズする。
- ・他者に対するスキーマより身近で、感情を喚起し、頑健で、複雑。

出来事スキーマ(event schemata): スクリプト(script)とも言う。

- ・よく知っている状況(例:レストラン)での出来事の順序を述べたスキーマステレオタイプ (stereotypes):
 - ・ある集団ないしカテゴリーに属する人々が持つ個人属性に関する認知
 - ・相手があるカテゴリーに属すると認知すると、人はそのカテゴリーに付随する全ての 属性をその相手が持つと認知しやすい。
 - ・偏見 (prejudice): 特定の集団成員に対する、主に非好意的な態度 (認知的・感情的・ 行動的成分)
 - 7) 鹿取廣人他編,1996『心理学』東京大学出版会
 - 8)スケープゴーティング

「スケープゴートというのは、平たくいえば『いけにえ』ということであるが、正確には『贖罪の山羊(やぎ)』と訳される本来は宗教用語である。ユダヤ教徒キリスト教では、罪をあがなうために神に捧げられた犠牲の山羊 これがたとえばキリストの受難の意味となる という観念をさしている。一人の預言者が集団の責任一身に背負って集団の危機を救うため犠牲になるという事態は、ユダヤ教やキリスト教などの宗教思想にとって必要不可欠なものである。

じつは一般社会関係においてもスケープゴート化は、危機を打開し、かつ秩序を 形成するための有力な形式なのである。

たとえば、政治がらみや企業がらみの大きな事件が明るみに出ると、内部事情に 最も深く関与したスタッフが、事件のいっさいの汚点を背負って自殺するケース がある。これによって危機に瀕した組織や集団の秩序が回復する。」(野村,1992,p450-p451)

レイベリング (ラベリング)

「レイベリング (labeling)[社会的反作用 (socialreaction)] 社会集団は、それを犯せば逸脱となるような規則をつくり、これを特定の人びとに適用してアウトサイダーのラベルを貼る。そして貼られた人・行為・集団が「逸脱」として問題化されるという考え方。」(野村,1992,p141)

スティグマ(聖痕)

- 「スティグマとは、望ましくないとか汚らわしいとして他人の蔑視と不信を受けるような属性と定義される。これは、ある属性にあたえられたマイナス・イメージと考えてよい(中略)人びとは、スティグマのある人を対等にあつかわず差別し、多くは深い考えもなしにその人のライフチャンスをせばめている」(野村、1992、p444-p445)
- 9)「あまり感心しないことではあるが、現実に広く見られる集団ナルシシズムのかたちが、「敵をつくる」こと、すなわち「外集団」にたいして憎しみを抱くことである。これは、初めて集団を組むことを学んだ子供たちにも自然に発生するものである。その集団に所属しない人間は劣った人間か悪い人間、あるいはその両方であるとして見下される。その集団にまだ敵がいないときには、ごく短期間に敵がつくられる。」(M・スコット・ペック,1995,p274)
- 10)この場合の「優れている」とは特に「何において」という規定は無く、実に感覚的な評価である、という事も加えておきたい。例えば「女性差別」の場合と「障害者差別」の場合、自由主義社会である現代日本の基本的な価値基準、即ち能力主義的な価値判断ので、女性は体力面において男性から差別され、障害者はその障害によって生じる世間的な能力の低下において健常者から差別される。それぞれ、何らかの形で「劣」である事の証明を一方的に付与されるのだ。しかしながら、「部落差別」に関しては、これに該当する具象性を持った「劣」の証明が無い。
- 11)塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版
- 12)また(これは最早「表現の自由の侵害」とは別次元の問題ではあるのだが)小林 よしのりもその著作の中で「表現の中に他人を傷つける要素が含まれるのは(そ の自覚と覚悟があるのならば)悪い事ではない」とし、また筒井康隆の台詞とし

て「表現の自由は際限なくどこまでも保障されるべき。抗議する自由もどこまでも保障されるべき」と紹介している。このことによって小林は、抗議する者、される者に対して、その行為(抗議と対応。またその原因となる始めの「表現」)に伴う覚悟と精査の必要性を、両方に説いているのである。(小林、1998『ゴーマニズム宣言 差別論スペシャル』)

終章

2006年度アカデミー賞ノミネート作品は、概して社会問題を取り扱ったものが多か った。『冷血』と言う殺人犯の傑作ノンフィクションの作家を描いた『カポーティ』、カウ ボーイ社会における同性愛を描いた『ブロークバックマウンテン』、 ミュンヘンオリンピッ ク事件を描いた『ミュンヘン』。他にも『グッドナイト&グッドラック』『スタンドアップ』 『シリアナ』など、どれもエンターテインメント性以上に社会性に重点をおいた作品ばか りである。そんな中、作品賞、脚本賞、編集賞の主要3部門を受賞した『クラッシュ』は アメリカ社会の抱える人種差別の問題を、『人々とのコミュニケーション』をキーワードに 鋭く指摘し、かつ物語としても充分に楽しめる傑作であった。人間同士の心のぶつかり合 い(即ち「クラッシュ」)は時として痛みを伴うものであるし、正解が明確に存在するわけ でもない。しかし、「社会」が人間の集合体であるという原則のもとに考えるならば、直接 的な対人関係以外に社会問題を根底から解決する術は無いだろう。野村は差別の引き起こ す問題点の一つとして、「個人と個人」「個人と集団」「集団と集団」のコミュニケーション を妨げる(ディスコミュニケーション)、或いは歪められたコミュニケーションの要因とな る、と述べている(野村,1992,p442)が、これは差別に限らず(抽象的には)あらゆる社 会問題に共通する事であろう。ともすれば、先の言説(コミュニケーションの重要性)は 必然的なものであると理解できる。

再三述べて来た事ではあるが、「社会」とは一つの観念であり、その実態は無数の個々人的な生活に他ならない。つまり、「社会」の総体を変容させる為には、個々人の生活の総体(意識)を変容させる必要がある。そしてそのアプローチとしては、社会システムの変容によって個人の意識を変えるのではなく、個人の意識の変容によって社会のシステムを変える手法が望ましいだろう(勿論、両者は相互作用的な関係である)。本論文の主旨に則っ

て換言すれば、部落差別問題の解決の為には何においてもまず個々人的な差別意識の変容 が肝心である、と言うことだ。これは、今回の論文作成に当たって得られた、筆者の確固 たる知見である(同じ意見を持つ八木は、この様な意見についてその補論として、ミクロ な人間論とマクロな社会構造論の結節点を探求する必要性述べている { 八木,2000,p406 })。 近代までの部落解放運動は、蓋し本当の意味での意識的変革を蔑ろにしてきた。或いは その意識的変革を促す物理的変革の方途を誤った(誤認した)といわざるを得ないだろう。 それは偏に、日本によって誤って捉えられたマルクス主義に大きな要因があると私は考え ているのだが(社会的弱者がその劣悪な状況からの解放を求めるとき、往々にしてその思 想的基礎(或いは思想的に多大な影響を及ぼすものは)となるのは、往々にしてマルクス 主義である)、その考察については別に譲ろう。誤った(或いはディフォルメされた)マル クス主義によってもたらされた「理論研究」の軽視は、しかし近年になって見直されつつ ある。そして差別の問題が、その表出としての劣悪な状況そのものなのではなく、その背 景として潜在する(普段は特に問題の無い)意識にこそあるのだ、という新たな知見は、 また新しい差別問題解決に際して立ちはだかる問題をも産出する結果となるだろう。八木 はその著作において「人間は差別する生き物である」と同時に「人間は差別と戦える動物 である」という結論を述べているが(八木,2000,p406) 筆者が本論文において主張した かった事とは、正にこの言説に尽きる。

差別があることを否定してはいけない。それは理論的な複雑さ以上に、現実問題として無意味だからである。差別が起きたときに、それに対しどのように受け止めるか、が問題なのだ。これは何も対人関係における場合のみ、すなわち、差別者から被差別者に向けての差別が起きた場合の話ではない。個人のうちに何か差別に関わる意識が芽生えた際、それを自分自身がどのように受け止めるか、という問題なのだ。正しく「人間は差別する生き物である」が、個々人の内に「差別に抵抗しうる生き物でもある」のだ。まして、最早形骸的な様相しか持たない「部落差別」においては、その完全な撤廃も不可能な事では無いように思えるのだ。「部落差別」という問題(の現状)を隠すことなく、一層人々の前に現すべきだと私は考える。解放運動や同和教育の強化(全国的な実施)などその方途は様々あろうが、重要なのは「部落差別」の現実を意識の内から忘れない事なのである。社会問題はわれわれがその問題提起を意識し続ける限り、必ず解決に向かうからだ。これが、本論文を書き終えた時点での筆者の総合的な結論である。

本論文において論及された理論、知見が部落差別の解決に協力するものである事、また、

それを踏まえいつの日か部落差別が完全に解消される事を心から願っている。

参考文献一覧

島崎藤村、1954『破戒』新潮社

井沢元彦、1999『逆説の日本史4 中世鳴動編』小学館

井沢元彦、1998『「言霊の国」解体新書』小学館

角岡伸彦、2003『被差別部落の青春』講談社

川元祥一、1994『部落問題とは何か』三一書房

塩見鮮一郎、2005『部落差別はなくなったか?』緑風出版

小松克己、2006『問い直す「部落」観』緑風出版

辻本正教、1999『ケガレ意識と部落差別を考える』解放出版

野村一夫、1998『社会学感覚』文化書房博文社

朝日新聞長野支局編、1974『ルポ 現代の被差別部落』朝日新聞社

秋定嘉和、1992『近代日本人権の歴史』明石書店

朝治武/灘本昌久他、1998『脱常識の部落問題』かもがわ出版

金井宏司、1991『同和行政 戦後の軌跡』解放出版社

大西晴隆・木村紀子 校注、2004『塵袋』平凡社

增補史料大成刊行会編、2001『増補 史料大成6』臨川書店

菱山謙二、1997『新版人権と同和問題』明石書店

高木正幸、1990『新編差別用語の基礎知識』土曜美術社

小林よしのり、1998『ゴーマニズム宣言 差別論スペシャル』幻冬舎

呉智英、2003『ホントの話 誰も語らなかった現代社会学』小学館

江原由美子、1985『女性解放と言う思想』勁草書房

小松克己、1994『部落問題読本』明石出版

金田一京助編、1997『新明解国語辞典(第五版)』三省堂

福田雅明、2002『日本の社会文化構造と人権 "仕組まれた自由"のなかでの安楽死・

死刑・受刑者・少年法・オウム・子ども問題』明石書店

下山晴彦編、2003『よくわかる臨床心理学』ミネルヴァ書房

領家穣、1996『日本近代化と部落問題』明石書店

脇田修、1996『部落史に考える』部落問題研究所

八木晃介、2000『「排除と包摂」の社会学的研究』批評社

八木晃介、2004『癒しとしての差別 ヒト社会の身体と関係の社会学』批評社

- 佐野正彦、2003『逸脱論と 常識 レイベリング論を機軸として』いなほ書房
- 鈴木良、2005『水平社創立の研究』部落問題研究所
- 鹿取廣人/杉本敏夫編、1996『心理学』東京大学出版
- 山下恒男、2005『差別の心的世界(増補新装版)』現代書館
- 新谷尚紀 監修、2003『日本人の禁忌 忌み言葉、鬼門、縁起かつぎ…人は何を恐れたのか』青春出版社
- 松本健一、1978『共同体の論理』第三文明社
- 奥山峰夫、1994『部落差別撤廃論をめぐる批判的研究』部落問題研究所
- アーヴィング・ゴッフマン(石黒毅 訳) 2001『スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ(改訂版)』せりか書房
- カール・マルクス(望月清司 訳) 1983『ゴータ綱領批判』岩波書店
- M・スコット・ペック(森英明 訳) 1996『平気でうそをつく人たち 虚偽と邪悪の 心理学』草思社
- カール・マルクス/フリードリヒ・エンゲルス(広松歩 編訳) 2005『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』岩波書店
- ピーター・L・バーガー(水野節夫 訳)、1995『社会学への招待』新思索社
- ゲオルグ・ジンメル(居安正 訳) 2004『社会学の根本問題』 世界思想社
- ゲオルグ・ジンメル(居安正 訳) 1994『社会学 社会化の諸形式についての研究(上下巻)』白水社
- 坂本佳鶴恵「社会現象としての差別」(ソシオロゴス編集委員会、1986『ソシオロゴス 10』東京大学大学院社会学研究科社会学 Aコース自治会)
- 水津嘉克「社会学的分析対象としての排除」(ソシオロゴス編集委員会、1992『ソシオロゴス 16』東京大学大学院社会学研究科社会学 A コース自治会)
- 佐藤裕「『差別する側』の視点からの差別論」(ソシオロゴス編集委員会、1994『ソシオロゴス 18』東京大学大学院社会学研究科社会学 A コース自治会)
- 橋本努ホームページ http://www.econ.hokudai.ac.jp/~hasimoto/